平成20年6月17日から 平成20年6月19日まで

標 茶 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

於標茶町議会議場

平成20年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第 1 号(6月17日)	
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調查報告	7
一般質問	7
田 中 敏 文 君	7
深 見	12
報告第 1号 専決処分した事件の承認について	17
報告第 2号 専決処分した事件の承認について	21
報告第 3号 専決処分した事件の承認について	24
延会の宣告	26
第 2 号(6月18日)	
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
報告第 4号 専決処分した事件の承認について	31
報告第 5号 専決処分した事件の承認について	38
報告第 6号 繰越明許費繰越計算書の調整について	46
議案第32号 工事委託契約の締結について	47
議案第33号 農業用施設の取得について	49
議案第34号 工事請負契約の締結について	51
議案第35号 町の区域、及び名称の設定及び変更について	52
議案第36号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定	
について	54
署名議員の追加指名	55
議案第37号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について!	55
議案第38号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …	82
議案第39号 標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第40号 平成20年度標茶町一般会計補正予算	86
議案第41号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	86
延会の宣告	89

第 3 号(6月19日)

開議の宣告	93
議案第40号 平成20年度標茶町一般会計補正予算	
議案第41号 平成20年度標茶町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算	
(議案第40号・議案第41号予算特別委員会報告)	93
諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	93
意見書案第4号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担	
制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・充実を求める	
意見書	94
意見書案第5号 地域医療の確保に関する意見書	94
意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書	94
意見書案第7号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める	
意見書	94
意見書案第8号 農業生産基盤整備事業の整備に関する意見書	94
閉会中継続審査の申出について (総務委員会)	95
閉会中継続審査の申出について(厚生文教委員会)	95
閉会中継続審査の申出について (産業建設委員会)	95
閉会中継続審査の申出について(議会運営委員会)	95
議員派遣について	95
閉議の宣告	96
関会の宣告	96

平成20年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程(第1号)

平成20年 6月17日 (火曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調查報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 報告第 3号 専決処分した事件の承認について

○出席議員(16名)

	1番	田	中	進		君		2番	黒	沼	俊	幸	君
	3番	越	善	徹		君		4番	伊	藤	淳	_	君
	5番	菊	地	誠道		君		6番	後	藤	熏	h	君
	7番	林		博		君		8番	小野寺		典	男	君
	9番	末	柄	責	蕉	君	1	0番	舘	田	賢	治	君
1	1番	深	見	j	电	君	1	2番	田	中	敏	文	君
1	3番	Ш	村	多	多美男		1	4番	小	林	7	告	君
1	5番	並	Ш	昌	昭	君	1	6番	鈴	木	裕	美	君

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町			長	池	田	裕	\equiv	君
副	町		長	及	Ш	直	彦	君
総	務	課	長	玉	手	美	男	君
企區	画財	政 課	長	森	Щ	불	豊	君
税	務	課	長	高	橋	則	義	君
管	理	課	長	今		敏	明	君
住	民	課	長	妹	尾	昌	之	君

平成20年標茶町議会第2回定例会会議録

牛崎康人君 農林課長 商工観光課長 佐藤啓一 君 建設課長 井 上 栄 君 水 道 課 長 妹 尾 茂 樹 君 育成牧場長 表 武 之 君 病院事務長 蛭 田 和 雄 君 やすらぎ園長 山 澤 正宏 君 教 育 長 吉原 平 君 教育管理課長 島田哲男君 指 導 室 長 川嶋和久君 茂 社会教育課長 中居 君

農委事務局長 牛崎康人君(農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤吉彦君議事係長中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから平成20年標茶町議会第2回定例会を開会します。 ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

8番・小野寺君、 9番・末柄君、 10番・舘田君 を指名いたします。

◎会期決定について

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本定例会の会期は、6月19日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。 町長から、行政報告を求めます。

町長·池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思います。

なお、次の四点について補足いたします。

一点目は、森と川の月間の実施結果についてであります。

本年で八回目となりました「森と川の月間」の関連事業がすべて終了いたしましたので、 結果についてご報告申し上げます。 「森と川の月間」事業につきましては、標茶町町内会地域会連絡協議会を始め、七つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境の創造」をテーマに関連事業を実施するもので、本年度は各町内会において実施されました「町内会春の一斉清掃」のほかに、延べ1,400人の方々の参加、協力をいただき九本の事業が行われました。

内容といたしましては、第14回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第15回シマフクロウの森百年事業植樹など四事業で計6,300本の植樹が行われ、また、本町虹別を会場に開催されました「第7回摩周環境フォーラム」や「第12回水と環境セミナー」により、水の大切さを確認したところであります。 また、清掃活動につきましては、釧路管内市町村で統一行動を行っております「自然の番人宣言」の具体的行動として町内クリーン作戦、釧路湿原クリーンデイなどを実施したところであり、約4トンのごみを回収いたしました。

この「森と川の月間」の各種事業につきましては、来年度以降も継続し、より 多くのご参加をいただく中で充実を図ってまいりたいと存じます。

二点目は行方不明者の捜索についてであります。

5月4日と5月7日の両日に発生しました二件の「行方不明者の捜索」についてご報告いたします。

始めに、5月4日に発生しました「行方不明者の捜索」についてですが、久著呂地区在住の60歳になる男性が、5月4日、午後3時頃に自家用車で家を出たまま帰らないことから、心配で探していた家族の方が、翌日、午前8時30分頃に道々コッタロ塘路線の釧路川とコッタロ川の合流地点近くのカヌー乗降場所で、通称スガワラと呼ばれているところででありますが、本人の車を発見し、川沿いでの車の放置を心配した家族から10時過ぎに弟子屈警察署へ捜索願が出されました。

その後、弟子屈警察署から役場に捜索協力の依頼がありましたので対策本部を設置し、 職員を招集して現地に向かったところです。初日は釧路川沿いなどを歩いて捜索するほか、 警察犬や標茶消防署のゴムボートを導入するなどして捜索を行いましたが発見できず、当 日の捜索活動を午後4時に終了して翌日に備えたところです。

6日の捜索活動は、朝8時から行われ、前日の捜索内容のほか町職員所有のカヌー二 艇と道警のヘリコプターが導入され上空からの捜索を行うなど、大掛かな捜索活動が実施 されましたが発見できずに、2日目の捜索も正午に終了することとなりました。

3日目以降の捜索活動は、警察主体で実施することとなり、町職員と消防署員の捜索活動を終了したところですが、2日間の捜索には、待機の職員も含めて、延べ人数、役場職員58名、標茶消防署員18名、警察14名、民間の方3名の総勢93名で対応に当たったところです。

行方不明になってから21日目の5月25日に、釣り人が本人車両の発見場所から200メートルほど下流の川の中で遺体を発見し、その後、本人であることが家族により確認されまして誠に残念な結果となりました。心よりご冥福をお祈りいたします。

次に、5月7日に発生しました「行方不明者の捜索」についてですが、町内○○在住の

50歳になる男性が、朝6時過ぎに自家用車で自宅を出たまま帰らないことから、お昼12時に家族から弟子屈警察署へ捜索願が出されました。家族がその後も町内を探していたところ、12時30分頃に軍馬山近くの駒が丘公園駐車場で本人の車を発見したところです。役場では、弟子屈警察署から捜索協力の依頼があったことから、12時50分に捜索隊を編成し、軍馬山の捜索に当たったところですが、本人は、捜索開始後間もない午後1時50分頃に山の中で無事発見され自宅に戻られたところです。捜索には、待機の職員も含めて役場職員35名、標茶消防署員9名、警察5名の総勢49名で対応に当たったところであります。

捜索活動の2件、それぞれの家族の方からは、関係者の皆さんにご迷惑をおかけして 大変申し訳ありませんと謝罪されております。

行方不明者の捜索につきましては、今後とも警察からの要請に基づき関係機関、団体等 との連携のもと迅速な対応に、更に努めて参る所存であります。

三点目は標茶町食材供給施設の営業休止についてであります。

標茶町食材供給施設につきましては、ご案内のとおり平成16年度からレストラン・ホテル業務を「有限会社ピルカ」に委託し、運営を行って参りました。

これまでの実績や、この会社が当施設運営のために設立されたことも踏まえ、 昨年度末に、平成20年度の委託契約について打診していたところですが、4月3 日に更改を辞退する旨の申し出があり、やむなく、以後の営業について休止して いるところです。

第一次産業を基幹産業とする本町にとって、また、本町観光、塘路地域の振興という点でも食材供給施設が今後果たすべき役割は大きく、現在、新たな引き受け手について、町内商工業者の活性化という観点から、商工会にお骨折りをお願いしているところでありますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

四点目は五十石跨線橋の橋面一部陥没についてであります。

6月9日に発生しました、国道391号線五十石跨線橋の路面の一部陥没について報告いたします。

6月9日午前9時50分頃、国道391号線五十石跨線橋の路面に約40センチメートル四方の陥没を国道道路パトロールが発見しました。専門家による点検が終了し、翌朝6時30分に応急復旧工事が完了したことから片側通行規制解除となりました。 幸いにも通行車輌の事故は発生せず、陥没箇所が跨線橋の橋台側だったため、JR釧網線にも大きな影響はありませんでした。

なお、跨線橋路面全面の補修につきましては、JRとの協議が整い、本日20時から20日までの予定で、工事を行うとの報告を受けております。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

- ○議長(鈴木裕美君) 続いて、教育長から行政報告を求めます。 教育長・吉原君。
- ○教育長(吉原 平君)(登壇) 平成20年第2回定例町議会開会にあたり、教育委員会

が所管する業務につきまして、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、 以下二点につきまして補足し、ご報告申し上げます。

一点目は、新年度の学校の現況について、ご説明いたします。

始めに、今年3月に町内中学校を卒業しました生徒の進路状況でありますが、卒業生は、総勢93名で、全員が進学したところであります。 進学先の内訳は、標茶高校へ68名、釧路管内公立高校へ22名、管外の公立高校へ1名、私立高校へ2名となっております。

次に、平成20年5月1日現在の学校の状況でありますが、入園・入学児童生徒数については、幼稚園は四歳児15名が入園し、昨年と比べて1名の減。小学校は73名が入学し、昨年と比べて6名の減。中学校は70名が入学し、昨年と比べ10名の減となりました。標茶高校は、109名が入学し、昨年と比べ23名の増となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は32名在籍し、昨年と比べ6名の減。小学校は427名在籍し、1名の減。中学校は231名在籍し、25名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、658名で昨年と比べ26名の減となりました。標茶高校は291名在籍し、昨年と比べ9名の減であります。

学級数につきましては、小学校は43学級で、昨年と比べ1学級の減。中学校は28学級で、 昨年と比べ2学級増であります。そのうち、特別支援学級は小学校では7学級、在籍児童 数は11名、中学校は9学級で、在籍生徒数は13名であります。

次に、教職員の数でありますが、小学校は72名で、昨年と比べ3名の減。中学校は68名で、昨年と比べ3名の増であります。全体としては昨年と同じ人数となりました。今年度も、昨年度に引き続き、北海道教育委員会より、言語通級指導加配として標茶小学校に1名、指導方法工夫改善加配として標茶小学校に2名、標茶中学校に2名、虹別中学校に1名の特別配置をいただいております。

また、特別支援教育において、支援員として標茶小学校、標茶中学校にそれぞれ1名 を配置、介助員として昨年から引き続き子育て支援センターから標茶小学校へ派遣をいた だいたところであります。

二点目は、図書の受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈でありますが、標茶町ライオンズクラブから児童図書22冊 5万円相当の寄贈をいただき、昭和50年からの累計で1,972冊、235万円相当となりました。 心より感謝の意を表するものであります。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時13分 再開 午前10時13分

◎厚生文教委員会所管事務調查報告

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長(深見 迪君)(登壇) 厚生文教委員会所管事務調査の報告を 行います。

厚生文教委員会では、6月5日特別支援教育及び特別支援学級の現状と課題について、 標茶小学校、標茶中学校の視察を含め調査を行いました。

調査の経過及び内容については、詳細を記述してありますので、文面をもって報告に 変えさせていただき、省略いたします。

調査を終えて、厚生文教委員会としての所見について述べます。

一点目は、教育現場でも、きめ細かな授業、生活指導が出来ると評価していましたが、 特別支援学級に在籍している児童、生徒に対する特別支援員及び介助員の人は効果的であ り教育的成果を上げていると評価できました。

二点目として、町は、特別支援学級在籍児童・生徒の支援員、介助員の配置、及び教育環境整備に効果的な財政支出を行っていることが確認できました。

三点目として、現在、町には二名の特別支援員と一名の介助員がいますが、教育現場の要望もあり、道や国の施策も含め、さらに、定数を増やすことが必要であるとの結論に達しました。

以上で、厚生文教委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番·田中敏文君。

○12番(田中敏文君)(登壇) 通告に従いまして2件について一般質問をさせていただきます。

まず、一点目、防衛補助事業予算要望についてであります。

本年も、防衛補助事業を活用して、住宅防音、教育施設、道路整備等、町民の生活基

盤事業が始まっております。

4月11日、別海駐屯地指令に今年度及び長期的な事業を要望されたと思います。また、4月23日には、09年度防衛補助事業採択にかかわる要望活動、北海道防衛局等、積極的に活動されておりますが、本町の経済状況、地区地域の要望、または、各団体からの多種多様な用件を満たすために伺う。

まず、一点目、別海町、厚岸町、浜中町では、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成 事業、民生安定助成事業等、これらの事業を取り入れ事業展開されている。本町にも該当 すると思う。また、地域要望も出されているが、今後の長期要望はどのように考えている のか。

二点目、標茶小学校の校舎の改築、標茶中茶安別線の改修については、特に早期完成が待たれているが、要請を行っての現在状況はどのように推移しているのか。また、町民各関係団体と連携し、防衛補助事業要望の展開を積極的に行ってはどうか。

2件目、家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性 資源、バイオマスの利活用にかかわる地域雇用対策についてであります。

国では、地球温暖化防止、循環型社会形成、戦略的産業の育成、農山漁村活性化等の観点から、農林水産省を始めとして関係府省が協力して、バイオマスの利活用推進に関する具体的取り組みや行動計画を「バイオマス・ニッポン総合戦略」とし、国産バイオ燃料の本格的導入、林地残材などの未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウン構築を推進しております。本町にも未利用資源が多く散在し、利活用することにより、産業・雇用の創出が生まれると思うが二点について伺います。

一点目、風力、河川水、家畜排せつ物、生ゴミ等の利用、民有林・町有林・国有林の 連携による「地材地消」しべちゃブランドの継承、未利用資源を使った敷料・木炭、ペレット燃料の製造、雨に打たれた草、庭草、公園・街路・堤防整備から生まれるソフトセル ロース等の地域資源の再算定を行い、「標茶型バイオマスタウン」構築を推進してはどう か。

二点目、社会的弱者、就労意欲があっても就労場所が見あたらないと町民の方々から お話をたびたび伺います。また、公共事業の減少による、季節労働作業員の冬期就労対策 としても有効な選択肢と思うがいかがか。以上2件について一般質問させていただきます。 以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君) 12番・田中敏文議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、一点目の防衛補助事業予算要望についてであります。

議員ご指摘のとおり、本町につきましても、矢臼別演習場の射撃訓練による騒音被害を 国に伝え、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防音工事等の助 成を受け、これまでに対象区域の民間住宅防音工事、中茶安別小中学校校舎並びに標茶小 学校の講堂の防音工事を終えたところであり、本年は標茶小学校の校舎防音改築工事、昨 年は町道標茶中茶安別線の道路整備事業にも着手したところであります。

議員お尋ねの法律に基づく現状の助成事業につきましては、大きく二つに分かれます。 ひとつは防衛施設が行政区域内にあり、土地の収用等によりそれまでの生活や生産が阻 害され、かつ、航空機や爆撃による騒音等により被害を受けている自治体に対するもの。

もうひとつは、防衛施設の所在地ではないが、騒音等の被害を受けている自治体に対するものであり、本町につきましては後者となり、対象事業といたしましては、現状、障害、防音防止事業の内、射撃、爆撃に係わる事業で、学校、病院、福祉施設などの防音工事、自衛隊車両の通行による道路改修が対象となっております。

町といたしましては、これまで、別海駐屯地、北海道防衛局等にその実態を伝えるとともに、事業要望を行い現行の事業確保を行ってまいりましたし、基本的には、施設が所在するしないにかかわらず被害が存在することから、北海道基地協議会等を通じ対象事業の拡大等を強く要望してきたところであり、今後も引き続き努力してまいりたいと存じます。

次に、標茶小学校の校舎改築と標茶中茶安別線の改修についての状況についてのお尋ねでありますが、標茶小学校の校舎につきましては、本年、実施設計、平成21年度から本体工事に入り、平成23年度完成予定であり、標茶中茶安別線につきましては、かなり長い路線でありますことから、第一期工事として約2キロメートルを、本年度までに実施設計、用地確定測量等を行い、21年度に改良舗装等に着手し、23年度完成を予定し、残りの路線を継続して進めることとしております。

防衛省予算も厳しい状況下にあると聞き及んでおりますが、住民の皆様の声、期待を受け止め、早期完成となりますよう町において引き続きあらゆる機会をつうじ積極的に働きかけてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源 バイオマスの利活用にかかわる地域雇用対策についてのお尋ねであります。

議員ご指摘のとおり、環境問題対策は国家的な課題であり、また、身近な課題でもあり、 町といたしましても積極的に取り組むべきものと認識いたしております。

議員お尋ねにありますように、国内において「バイオマス発見利活用促進事業」もはじまり、各地で検討が進められており、本町といたしましてもひとつの研究課題となるものと考えております。

これまで、「新エネルギービジョン」に取り組み、本町における新エネルギーの賦存量を調査し、太陽光、風力、小水力、畜産廃棄物等九項目について調査分析をいたしましたが、一番多い賦存量は畜産廃棄物でありました。

しかしながら、畜産廃棄物をエネルギーとして利活用を図っていくためには、コストの問題や施設が散在せざるを得ないという地理的な問題等、多くの課題があり、その時点では、それからの酪農経営を進めていくために必要不可欠なふん尿処理対策の一環として、可能性を研究していくこととなっております。

その後技術革新も目覚しく、発電効率の大幅な改善等もあり、また、今日的な緊急の解

決を求められている地球規模での環境問題、エネルギー問題等からも、再度検討の必要性 を認識しているところであります。

議員ご指摘のとおり、それら以外にも今日的技術において利用可能な未利用資源は多く存在すると思われますが、なにより、国としての明確な目標の設定とそれに基づく施策の 具体化、再生産可能な自然エネルギーの普及を後押しする公的なサポートの仕組みが必要 であろうと考えております。

本町において可能なバイオマス資源の利活用を検討・推進していくためには、広く地域の関係者の連携の下に、総合的な利活用システムを構築してゆくことが必要であり、その結果として、生産するための雇用の場、活用するための雇用の場が生まれ後段お尋ねの課題解決にもつながるのではないかと考えております。

今後、関係する機関、団体のご意見も伺いつつ取り組みの可能性について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

12番·田中敏文君。

○12番(田中敏文君) 防衛補助事業の部分では、ただ、標茶町として、私もどうしても 仕事柄別海町、厚岸浜中と見られている中で、同じ一次産業をする町村にあってですね、 どうしても標茶町はどうしてもその補助事業メニューのなかでですね、この先ほど私が質 問した中でですね、やはりこの民生安定助成事業やっぱり農業用施設設置助成事業という ものがやはりそれを取り入れてやっておられる事業がかなり多く、私も私ながら指を加え てみているというのが状況であります。そして本町の酪農状況もますます厳しくなってい くなかにですね、やはり町長も町としてです要望されていることは私も思っております。 ただ、それを受ける受益側の町民、また団体もですね、町長とですね一緒になってですね、 要望活動を勤めることによって、その要望の強さがさらにね拡大されるのではないかなあ と思っております。

次にバイオマスタウンについてでありますが、このバイオマスタウンの構想についてですがね、やはり市町村が主になってですね、地域の資源をあるものをね一つ一つですね、「町にはこういうものがあるよ」と、これを活用してですね、雇用、要するに起業、事業を起こされるような雰囲気に本町としもっていけないものか、と思いまして質問いたしましたので、町長のどういう考え、長期的なこれも長期的な部分でね、国、道のね、やはり、お金がない、何がないという中で、この地域に、標茶にあるやっぱり木質系を利用した部分で、町民に還元出来るようなね施策は考えられないのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをいたします

バイオマスの有効活用につきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、本町に おきましては、先駆的に2000年の3月にですね新エネルギービジョンということで、一応

調査の報告をしております。そのときには、その時の時代背景等もありまして、やはり、 可能として、本町の可能性として大きかったのが太陽光とそれから畜産廃棄物の問題であ ります。ただ、やはりそのイニシャルコスト、ランニングコストとも、非常に膨大な費用 が必要だということで、その時点においては、先ほどお答えいたしましたように、考え方 も述べましたけれど、その後、世の中の情勢が非常に変わってきたということは事実であ りまして、とりわけですね、この糞尿の家畜産廃棄物の問題等につきましては、やはりそ のエネルギーだけの問題ではなくて、やはりその本町の産業をこれから先に消費者に対し てどうアピールしていくかという視点の中からも、また、標茶町が三つの水系をかかえ、 釧路湿原の上流部に存在しているという地理的な用件からも、新たな考え方が必要なので はないのかなという考え方はしております。これは、酪農の推進対策の時に申し上げまし たけれども、現行の家畜糞尿処理の法律が、決して家畜糞尿を資源として有効活用するた めに効果的ではないという認識を私はしておりまして、ただ、やはり廃棄物としての処理 しか考えてないのかなということで、関係機関等にもこれから先は一歩進んでですね、資 源として利活用するためには更なる助成支援策が必要ではないのかなということは申し上 げてきておりますし、その行動等については、これから続けてまいりたいと思っておりま す。それと、もう一点議員の指摘なりました、木質バイオマスの可能性等につきましても、 これもまた、本町が6万ヘクタール近くの山林を有しているということもありまして、こ の資源をやはり有効活用していくことが、先ほど申しました、山をきちんと管理すること が、やはり環境にとっても非常に大事なことであるということは、機会あるごとに私申し 上げてきおりますし、それを何とか産業としてですね構築できないかということでいろい ろな機関への行動もしております。ただ、ご案内のように国も道もですね非常に財政状況 が厳しいなかで、なかなかそれが具体化されてこないというのが実態であります。ただそ れと、まっ、どういうのですかね、逆行するというか時代のほうが先に進んでしまうとい うか環境のほうがまったなしできているというのも事実でありまして、これから先も国や 道に対しましては、こういったものですね守っていくための事に対して助成策、支援策と いいますか、公的なサポートの体制というものをやはり明確化してくださいということも 申し上げてまいりたいのと、本町としては本町としてのその持っている財産を有効活用し ていくためにどういったことが可能かという視点の中から申し上げてまいりたいと思って おります。それと、先ほどお答えをしていた中で、非常に大きいのはですね、このバイオ マスをその民間がその活用していくための一つの障害となっているのはこの新エネルギー ビジョンを策定した時の状況もそうなんですけども、国として化石燃料以外の再生可能な エネルギーに対する優先策というものが明確にされてないんです。のがやっぱ問題だと私 は思っております。現実に地方でいろんなものをエネルギーとして使ったとしてもそれを 熱でなくて電気に変えなきゃいけない。そうすると、電気として売っていかなきゃいけな い。買う側の電力会社のほうがこの再生可能なエネルギーに対してどういう姿勢でいるの かということがやはり非常な大きいわけで、これはやはり再生可能なエネルギーの先進地

でありますヨーロッパと日本とを比べた場合、明確であろうと思います。そのことが解決されない限り、そのせっかくエネルギーとして私どもが有効活用を図ろうとしてもですね、それがなかなか出来ないというのが事実でありまして、そういった意味での公的なサポートの仕組みが必要なのでないのかなということを、先ほども申し上げたわけで、そういったことも含めましてですね、私どもとしては出来るだけの取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 以上で、12番・田中敏文君の一般質問を終了します。 続いて、11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君)(登壇) 始めに学童保育の拡充に関して質問いたします。

この件につきましては、昨年12月第四回定例会で質問いたしましたので、その時の質問と重複しないように質問いたします。

昨年12月の私の質問の後、年が明けて国は、自ら策定した放課後児童健全育成事業ガイドラインに基づいて、2008年度の予算を確定してきました。それはこれまでの学童保育の補助金額を大幅に増額することを中心とした学童保育所の量的、質的改善を柱としたものでした。その額は、2006年度に比べて2年間で74億円増の186億円です。昨年度と比べても18,5%の伸びで29億円増額しています。

また、補助金を受けることの出来る開設日数は、271日以上であったのが250日以上になり、ハードルがかなり低くなりました。学童保育の開設日が250日未満の学童保育への補助を、国は、2010年度から打ち切るという方針は、これはこれで大いに問題があると考えますが、しかし、親の要望にもあるように、また、学童保育実施要綱にも明記されているように、土曜開設を実現すれば容易に超える事が出来る日数であります。現状の学童保育の運営を守るためにも土曜開設を実施し補助金を確保するべきと考えるがいかがでしょうか。

障がい児受け入れの課題ですが、2007年度からひとりの受け入れでも補助金が交付されることになっています。そして今年度からそれが更に前進し、国の障害児受入推進事業として、開設日数250日以上であれば、補助金の対象となり、さらに補助金の額は、昨年まで68万2千円であったのが今年度から倍以上の142万1千円となりました。道の計画は、7月にきますので申請はそれからということになりますが、しかし、年度内の2月には補助金の142万1千円は確実に下りるしくみであります。そのことを見越して、補正予算を組み、障害児受入推進事業を実施し、どの子にも放課後児童健全育成の場を与えるべきと考えますがいかがですか。

このように、放課後児童健全育成事業についての国の補助金、予算措置はまだ不十分ではあるが大きく前進してきました。これは、学童保育に対する国の考え方が、1997年の法制化以来大きく転換してきたことを物語っています。少子化対策、働く若い親への現実的支援、さらには、学童保育所を生活の場として育てられる子どもたちへの十分な施設設備と指導員の配置がより具体的なものとなってきています。したがってそれを保障するた

め、町も専任で常勤の指導員が配置できるよう予算措置をすべきと考えるがいかがですか。 二つ目の質問です。次に久著呂川自然再生事業についてお聞きします。

この事業は、釧路湿原への土砂流出量を低下させ、湿原の乾燥化を防ぐことを主な目的とした事業と聞いております。その額は4億円だそうです。実際に見に行ってきたのですが、再生事業で直線化された中流部の中久著呂地区、この河道では川岸が崩壊し、川のり面は激しく崩れてきて、多量の土砂が流出し続けていました。このまま推移すれば、直近上流の橋に及ぼす影響の危険もあるように見えました。河道安定化対策は大丈夫なのでしょうか。また、2007年度から3カ年計画で実施されている落差工や根固めブロック護床工は効果のあるものなのでしょうか。侵食や洗掘を防ぐものとなっているのでしょうか。工事に先立って行われた地元住民の説明会では、これは昨年ですが、「工事によって、家や農地が水に漬かるようなことだけは絶対に避けてもらいたい」などの要望が出されていたと聞いておりますが、今後その心配はないでしょうか。町として調査をし、住民の意見もよく聞き、必要であれば土木現業所や釧路開発建設部、道に工事計画の見直しを要求すべきと考えますがいかがですか。

以上です。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。
- 〇町長(池田裕二君)(登壇) 11番・深見議員の学童保育の拡充で働く親の支援 と子供の健全育成についてのお尋ねにお答えをいたします。

始めに、厚生労働省は、平成20年2月22日開催された、全国児童福祉主管課長会議で開設日数250日未満開所のクラブと71人以上の大規模クラブに対する「放課後子どもプラン推進事業補助金」を平成21年度限りで廃止する予定であることを明らかにしました。また、北海道においても国庫補助区分の一部廃止に伴い、道単独事業を廃止する予定であることが、釧路管内市町村保健福祉担当課長会議で明らかになったところであります。

本町では、本年度、放課後子どもプラン推進事業の放課後児童健全育成事業の在籍児童10人以上で開設日数250日以上に該当する学童保育所はなく、在籍児童20人以上、開設日数200日以上249日未満の特例分として一箇所、道単独事業の放課後特別対策事業で二箇所の補助を受ける予定でいるところであります。

現在、標茶学童保育所の父母の要望等もあることから、運営の委託先である父母会と、 費用や指導員の確保について協議しているところであり、土曜開設が実施されると、開設 日数が250日を超えることから、放課後児童健全育成事業基準に該当するものと考えてお ります。また、虹別、中茶安別学童保育所についても、土曜開設により開設日数が250日 を超え、放課後児童健全育成事業基準に該当することから、運営の委託先である父母会と 開設日数や指導員の確保なども協議して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りた いと存じます。

二点目の障がい児受け入れのお尋ねでありますが、議員ご指摘のとおり、障がい児の受け入れに対する国の放課後児童健全育成事業補助額が、平成19年度の68万円から本年度1,421,000円になっておりますが、北海道の「平成20年度放課後子どもプラン推進事業補助金交付要領」の通知がなく、補助基準の詳細については、現在のところ明らかになっておりません。

障がい児の受け入れについては、対象児童の障がいの程度、発達の課程におけるきめ細かな支援が必要となることや指導員の確保など、運営の委託先である父母会の理解を得ながら、受け入れをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目の専任の常勤の指導員の配置でございますが、本町の学童保育所の運営につきましては、父母が中心となって運営してきた経緯や在籍児童数20人未満の学童保育所もあり、専任の指導員の配置につきましては、これまで検討した経緯はありませんが、父母会からの指導員の要請があれば、対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、久著呂川自然再生事業の見直し要請についてお答えいたします。

釧路湿原自然再生事業につきましては、平成15年1月に施行された「自然再生推進法」に基づき、同年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、釧路湿原における自然再生事業の取り組みが進められております。

ご質問の久著呂川につきましては、協議会に於いて釧路川の河川環境保全のための具体的施策が検討されるなかで、久著呂川の中流部の浸食が進んでいることによる影響で、上流への浸食が拡大することをふせぐ早急な対策の必要性から、河川管理者である北海道に於いて河道の安定化対策の検討が着手されました。早急な河道の安定対策の工法としては、国道274号線、境橋から約百メートル下流付近の落差の大きい区間に三基の階段式落差工を設置し、上流部への浸食を防止するものであります。

工事の進捗でございますが、平成19年度、三基の落差工の内、最も下流の一基が施工され、今年度その上流側二基がまもなく着手予定であります。工事の施工に先立ち平成18年2月に地域への説明、平成19年6月には地権者への説明会が開催されておりますが地域からの意見として、上流、境橋側への浸食防止の早急な工事実施、さらに農地への影響が少ない再生事業の展開を強く要請されております。

町といたしましても、これまで河川管理者と工法も含め協議をおこなっており、農地とのかかわりを考慮し総合的判断として、現況河川での河床と河岸の安定化対策工事によって、上流、境橋側への浸食拡大を防止することが何よりも早急な課題と受け止めております。今年度の地権者説明会が6月19日に予定されておりますことから、地域のご意見を伺いながら浸食対策工につきましては早期完成に協力してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

○議長(鈴木裕美君) この際、再質問があれば許します。

なお、再質問は自席で願います。

11番・深見君。

○11番(深見 迪君) それでは1点だけ質問させていただきます。

常勤の指導員の問題なんですけども、前回も私、ここで言いましたように、学童保育で過ごす時間というのは小学校で過ごす時間よりも年間平均して言えば510時間も多いのですね。つまり、そのことを称して文部科学省、厚生労働省も「生活の場」そこでこそ子どもは育てられるという大変重要な役割を学童保育はしているんだという認識のもとに、さまざまな計画を打ち出してきたわけです。

そこで指導員のことなんですが、指導員の任務というのもガイドラインにるる乗っています。お便りを出したり、連絡帳を記載したり、子どもの生活を豊かにするために遊びや活動の研究を日常不断に行ったり、一定の期間の保育計画の作成や施設設備、備品の維持管理と環境整備、それから金銭管理や書類整理、近隣地域への対応や行政との連絡、普段の学習研修、というようなことを通してですね、子どもたちがその基本的な生活習慣を含めて、自立に向けた手助けを行うとともにその力を身につけさせていくという、まさに子どもを学童保育の中で育てていくというね本当に大変な責任の重い任務を担っているわけです。

そこで再質問なんですけども、指導員の給料、この問題なんですけど標茶町の学童保育の指導員の給料というのはきわめて低い水準にあって、全国的に言ってもですね、150万円以上300万円未満の給料をもらっているのは、全国の学童保育の指導員の中で実に38.3%がこの水準に達しているわけです。300万円以上もらっているのは9%と。150万円未満、これが約50%前後なんです。これから見てもですね、今、指導員を常勤化して正規職員化して、その学童保育の重責を担える、研修も行うそれからきちんとした勤務も行えるというような、中にはですね朝からきちんと勤務していくようなそういう学童保育員の育成なんかもですね、ガイドラインの方向としては出ているわけで、全国の実態から見てもですね、やっぱり標茶町の学童保育は先駆的な役割を全道に先駆けて行ってきたわけですけれども、給料については少し足踏みをしているという状況なわけです。そういう点も含めてですね、ぜひ常勤の指導員の待遇改善、それから研修等含めてですね、更に改善をするようなことをですね考えていただきたいという事を質問としたいというふうに思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君
- ○町長(池田裕二君) お答えをいたします。

前回のときにもお答えをしていたと思いますけども、学童保育所の運営につきましては、父母が中心になって運営をしてきたという経過を私どもは非常に尊重してまいりたい。 したがいまして、父母の皆様方の自主性、主体性というものをできるだけ反映させてまいりたいということをお答えを申しまして、議員からもその指導員の研修も必要でないかと いうお尋ねあったと思いますけれども、その時も指導員の皆さん若しくは父母会からの意 向があれば検討したいという事でお答えをしていると思います。基本的にはその考えは変 わっておりませんので、ただ今、委員のほうから指導員の待遇、給料が極めて低い等々の お話がありましたけれども、近々に父母会との協議の場も設定されるようでございますの で、父母会の皆様方のご意見も承りながら、今まで築き上げてきた標茶の学童保育の歴史 といいますか、その素晴らしいところは尊重しながらですね、一番大事なのは子どもたち にどうかと言うところであろうかと思いますので、そういった観点から、取り組んでまい りたいとそのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君

○11番(深見 迪君) 一点だけ、ちょっと意見のずれがあるように思うんですが、父母会が運営の主体であるということは私もそう思いますし、そのことは尊重、十分にすべきだというふうに思います。しかしながら、補助金とか、それから指導員の待遇改善とかいうところまでいくと、父母がどんなにがんばって主体性を発揮したって、そこは手の及ばないところが多々あるわけですね。そこに町としての指導性を発揮してほしいと、姿勢を見せていただきたいということなんですよ。その辺は一致できますでしょうか。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君

○町長(池田裕二君) お答えをいたします。一致できるかというお尋ねでございますけれども、やはり若干私はずれているのではないかと思ってます。やはり、実際に携わっている人たちがどのように考えて、たとえば町としてどういった支援ができるかということが先でありますので、実際のその皆様方のご意見としてこういったことを改善してほしい、自分たちとしてはどうしようもないので、たとえば町にという話が順序としてあるのではないかと、そのことに対して私どもはなんら否定しているつもりはございませんので、そのことはご理解をしていただきたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。 以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎報告第1号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。報告第1号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長·森山君。

〇企画財政課長(森山 豊君) 報告第1号の提案趣旨ならびに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分であります。

歳出につきましては、各款、項にわたり経費節減に努めた結果、不要額が生じたものについて決算に近い形で減額補正措置をさせていただくとともに、新たに追加の必要が生じたものにつきましても措置をさせていただきました。

歳出の主な減額につきましては、農水受託事業24,034千円、学校教育施設整備事業19,570千円、重度心身障害者医療費9,631千円、中小企業資金貸付金で37,000千円、除雪対策費74,182千円、職員給与等で5,086千円などであります。

他会計の繰り出しにつきまして減額するものは、病院会計負担金・補助金で10,000千円、下水道事業会計5,500千円となっており、追加といたしましては国保会計18,138千円、老健会計で24,690千円となっております。

基金の積み立てにつきましては、備考資金組合納付金148,558千円、町営住宅整備基金積立金10,383千円などを計上いたしました。

歳入につきましては、町税をはじめとして、各種譲与税、交付金、地方交付税、及び国、 道支出金、地方債等の補正を行ったところであります。

その結果、補正額101,092千円を減額し、最終予算は9,596,802千円となったところであります。

なお、地方債につきましては、最終決定額が13,500千円の減額となりましたので、あわせて補正を行ったところであります。

本件は緊急のため議会を召集する時間的余裕がなかったので、3月31日をもって専決処分をさせていただきました。趣旨ご理解を賜り、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものであります。 次ページですが、専決処分書。

平成19年度標茶町一般会計補正予算(第6号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

それでは、別紙1ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

平成19年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,092千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,596,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

7ページをお開きください。

地方債の補正であります。

起債の目的、1. 過疎対策事業では、補正前の限度額55,900千円から磯分内瀬文平線防雪さく設置で200千円の減。標茶中茶安別線道路改良で200千円の減。高規格救急車購入で3,900千円の減。合計4,300千円を減額し、補正後の額を51,600千円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下、同じでありますので、省略をさせていただきます。

起債の目的、2. 一般公共事業 農業農村整備で補正前の額16,800千円から2,700千円を減額し、14,100千円とするものであります。

- 3. 臨時地方道整備事業で補正前の額160,800千円からふるさと農道緊急整備で200千円、地方特定道路整備で200千円、合計400千円を減額し、160,400千円とするものであります。
- 4. 公営住宅建設事業につきましては、補正前の額110,300千円から2,000千円を減額 し、108,300千円とするものであります。

次ページであります。

- 5. 学校教育施設整備事業につきましては、補正前の額86,700千円から、小学校講堂 防音事業で1,600千円を減額し、補正後の額を85,100千円とするものであります。
 - 7. 災害援護資金貸付債は該当がなかったためすべて減額であります。

合計でありますが、補正前の額672,918千円から13,800千円を減額し、補正後額は659,418千円となります。

55ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の 見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みは、当該年度中起債見込額、補正額 13,500千円減額し、補正後の額を659,418千円とするもので、当該年度末現在高見込み につきましては、補正額13,500千円を減額し、補正後の額は10,009,137千円であります。 以上で、報告第1号の内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 休憩いたします。

休憩 午前11時49分 再開 午後 1時00分

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第1号を議題といたします。

本案の趣旨説明は終了しております。

引き続き本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

始めに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出を一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番·田中敏文君。

- ○12番(田中敏文君) 民生費の老人福祉費、33ページ。徘徊痴呆性高齢者等検索機器使用援助費、これどうゆう機器なのか、聞きたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 一括ですよ。

(何か言う声あり)

- ○12番(田中敏文君) まず、それ一点でお願いします。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 徘徊痴呆性高齢者等検索機器使用援助費の機器でございますが、いわゆるGPS機能を持って徘徊する方の位置を確認する機械ということでご理解を頂きたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。 10番・舘田君。
- ○10番(舘田賢治君) あの一点だけですね、お聞きしたいと思いますけれども、28ページの基金でございますが、備荒資金組合に148,000千円ほど積んでおります。今、これ備荒資金組合の現在の残高は今どれくらいになっているのかということと、それから、この備荒資金の普通積立とこれ超過した分というふうに積立もあるわけですよね。超過分だとか。基準のこの積立の内容というのはどんな風になっているのかな。その辺お聞きしておきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 企画財政課長·森山君。
- ○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

備荒資金の積立状況でございますけども、19年度末の残高の総体でありますけども、 総額で1,922,679千円となってございます。そのうち、普通分でありますけれども、普通 分につきましては、90,942千円となってございます。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入一括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) 歳入のですね、12ページにございますが、4款の配当割交付金、 これあの一括してそれぞれ道税に対する収入源に対する割合が交付されていることと思い ますが、かなり延率がこの決算時期に合わせてきているかなと思うんですが、この内容についてお聞きしたいのと、あとですね、22ページになりますか、17款の寄付金ですが、一般寄付金では、741千円ということで、当初よりはかなりこれもう寄付をされているということで、これ内容についてお聞きしたいのと、それから、同じく諸収入の20款の中で、この再生利用品売払金というのは、当初予算よりかなり落込んでいるのかなと、しかし減額手数料でもって補正をあげておりますが、その差し引きいたしましても、ちょっと見込みはどんなふうになっているのか、この3点についてお聞きいたします。

- ○議長(鈴木裕美君) 企画財政課長·森山君。
- ○企画財政課長(森山 豊君) 4款の配当割交付金の関係でありますけれども、これに つきましては、道税の部分から5分の3交付されることになりますけれども、額の確定と いうことで今回の補正に至っているところでございます。
- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) 寄付金の歳入でございますが、大口としましてですね1件50万円の大口の寄付がございました。そのほかにつきましては、例年どおりの小額ではございますが、20万円程度の積み上げがございましたので、70数万円というような内容になってございます。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長・妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 再生利用品売払金のご質問でございますが、いわゆる町のほうで収集しております焼却処分する、それから最終処分場に入れる物につきましては、ごみ処理手数条例に基づいて、徴収している訳ですが、これにつきましては、ご指摘のとおり当初17,820万円に対しまして2,125千円の減ということでございます。ただし、再生利用品売払金につきましては、新聞紙等いわゆる収集についても料金を徴収していないいわゆるごみの利用の売払いのもので、当初8,929千円を計上しておりましたが、大変住民の皆さんのご協力をいただいて今回3,223千円の増額補正ということでございますのでご理解を頂きたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 15番・平川君。
- ○15番(平川昌昭君) 先ほど寄付金の大口と言うことは、法人の寄付金ということでご ざいましょうか。
- ○議長(鈴木裕美君) 総務課長・玉手君。
- ○総務課長(玉手美男君) 個人であります。はい。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。 これより討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。これより、本案を採決いたします。本案を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、報告第1号は、承認されました。

◎報告第2号

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。報告第2号を議題といたします。 本案について、趣旨説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 報告第2号の内容についてご説明いたします。

本件は、平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第4号)でありますが、歳出につきましては、保険給付費、老人保健拠出金、共同事業拠出金及び保健事業費の精査を行い、歳入につきましては、国道支出金等の特定財源を精査し、なお、不足する財源につきましては、一般会計繰入金で収支の均衡を図り、補正予算(第4号)として、予算措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから、平成20年3月31日付けで 専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いい たします。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第2号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、別紙に 定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、補正予算書に従いまして、ご説明を申し上げます。

平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第4号)。

平成19年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,152千円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1,275,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開き願いたいと思います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため記載省略)

2ページへお戻り願いたいと思います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、只今までの説明 と重複いたしますので、説明を省略させていただきたいと思います。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

10番・舘田君。

- ○10番(舘田賢治君) 非常にこの国民健康保険事業今回のやつ、よく出来たのかなというふうに、総体では評価をしておりますが、繰入金の関係で、18,138千円繰り入れしているのですが、昨年度6月もですね30,000千円補正をしてあります。その関係上からこの18,000千円の取り扱いとなりますと、うちの標茶のルール分作っている分の関係上、この18,000千円その繰入したことの中身についてですね、どんなふうに考えておけばいいのかなあというふうに思うのですが、その辺は、どのように捉えといたらよろしいかお聞きしておきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君)住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 今回、昨年6月の30,000千円に続きまして、18,138千円繰入をしております。本来、単年度で国民健康保険事業の歳入歳出予算を組んでゆくわけですが、今回は、保険給付費では若干減額補正を専決でさせていただいてます。ただ、それに対する保険給付費に対する国・道等の固定の補助があるわけですが、その額について十分

といいますか法定の率そのものよりも若干下回ってですね、今回、補助金それから負担金の確定がしたということで、その分歳入が減ってきております。そういう面では本来会計の運営としては、赤字になる部分については次年度繰越事業という形がとる方法もございますが、国民健康保険事業につきましては、繰上事業をしますと国等々からの指導等ございまして、そのことがまた国民健康保険税等に跳ね返ってくる部分とも考えられます。そういう意味では、相対的に考えまして、一般会計から収支均衡を図るために今回18,138千円を繰入していただいて収支の均衡を図ったということでございます。

なお、今回の補正にもありますが、国等の特定財源につきましては、単年度で清算できなかった部分については、過年度分で入ってくるということもございます。そういうことも含めて、今回、一般会計から繰入をしていただいたということでございますのでご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 10番・舘田君。
- ○10番(舘田賢治君) そうしましたら、とりあえずは繰上需要はしないという考え方と それから標茶のルール分という考え方もしなくてもいいよと、その枠の中で、たとえば人 口の部分だとかということは特に考えなくてもいいよ、単年度の中で解決できたというふ うに理解していいのですか。
- ○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。

○副町長(及川直彦君) お答えをしたいと思いますけれども、当初予算で組んだ時点で は、必要な歳入の見込みを立てて、そして一般会計からルール分としていわゆる処置をさ せてもらったのが、おおよそ70,000千円ちょっとだというふうに思っておりますけれども、 それ以外の部分については、これはちょうど昨年の今時期であります。 7月1日で確定賦 課をする際に医療費の見込みを立てて、当然、一般会計が負担すべきルール分を差し引い て、残りの分で税金を賦課するという計算をいたしますけれども、その際に、19年度予算 の段階では、いわゆる経済的に非常に難しい状況にあると、国民健康保険の被保険者の 方々が非常に大変な状況あることも考慮して、いわゆる当初一般会計からの繰入を想定し たわけであります。今回のその分を入れますと、これまでもそうでありますけれども、大 体100,000千円を超えるという状態できます。したがって70,000千円と単純に申しますと 30,000千円との差が出ておりますけれども、この30,000千円の扱い方にどういうふうにす るかということは、いわゆる一般会計、いわゆる国保以外の町民の方々の支援分というこ とで、先ほど議員から指摘があったようなルールに、ローカルルール分として上乗せさせ てもらっているということであります。実は今般、先ほど住民課長の方から説明がありま したように、18,000千円からの補正をさせていただいた。これはあの会計処理上、単に歳 入を求めることが出来ない、18,000千円を再度、国民健康保険の被保険者の方に賦課する わけにいかないので、赤字決算をしますとペナルティが伴いますから、当然18,000千円を 一般会計でご支援申し上げるという形になります。この18,000千円分は、先ほどの30,000 千円にプラスした考え方になりますから、国保の被保険者の方のために支援をしたという

ご理解を頂きたいなというふうに思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議はないものと認めます。

よって、報告第2号は、承認されました。

◎報告第3号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。報告第3号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

住民課長 • 妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 報告第3号の内容についてご説明申し上げます。

本件は、平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)でありますが、歳出では医療給付費を、歳入各款の財源を精査し、なお、不足する財源につきましては、一般会計繰入金で収支の均衡を図り、決算数値に近づけるため、補正予算(第2号)として、補正措置をさせていただいたものでございます。

本件につきましては、議会を招集する暇がなかったことから、平成20年3月31日付けで 専決処分をさせていただきましたので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようお願いを申 し上げます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

報告第3号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書。

平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成19年度標茶町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

平成19年度標茶町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,628千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ964,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

9ページをお開き願いたいと思います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため記載省略)

2ページをお開き願いたいと思います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、只今までの説明 と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質問を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

10番・舘田君

- ○10番(舘田賢治君) ここの老健の分で繰入の関係なんですが、24,000千円からの繰入 ということは、ちょっとこれ多いのかなという感じをしているのですが、この辺どのよう な考え方にたってますか。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長・妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 繰入金の関係でございますが、老人保健特別会計につきましては、年度末になりまして、非常に医療費が給付が増えております。その分、今回も増額補正をさせていただきましたが、それに伴う、国庫支出金、道支出金等の、いわゆる国2分の1、道4分の1、町が4分の1で老人保健特別会計を持っているわけですが、その分が増えた分だけの伸びが今回なかったと言うことで、その分一般会計から繰入を28,000千円ということで繰入をしていただいたと言うことでございます。

なお、国、道の支出金につきましては、19年度の本来入ってくる分につきましては、 平成20年度で清算される予定ということになっておりますので、その分につきましては平 成20年度で一般会計からの繰入金とを精査をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。質疑は終結いたしました。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。これより、本案を採決いたします。本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議はないものと認めます。 よって、報告第3号は、承認されました。

◎延会の宣告

討論ございませんか。

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 1時35分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫

署名議員10番 舘田賢治

平成20年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程(第2号)

平成20年6月18日(水曜日) 午前10時00分開会

第 1 報告第 4号 専決処分した事件の承認

第 2 報告第 5号 専決処分した事件の承認

第 3 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書の調整

第 4 議案第32号 工事委託契約の締結について

第 5 議案第33号 農業用施設の取得について

第 6 議案第34号 工事請負契約の締結について

第 7 議案第35号 町の区域、及び名称の設定及び変更について

第 8 議案第36号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制

定について

第 9 議案第37号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第38号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

T

第11 議案第39号 標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第40号 平成20年度標茶町一般会計補正予算

議案第41号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席議員(16名)

	1 畨	田	中	進		君	:	2 畨	黒	沿	僾	幸	君
	3番	越	善	徹		君	4	4番	伊	藤	淳	_	君
	5番	菊	地	誠道		君	(6番	後	藤	熏	<u>ب</u>	君
	7番	林		博		君	;	8番	小野	寺	典	男	君
	9番	末	柄	喜	焦	君	1 (0番	舘	田	賢	治	君
1	1番	深	見	ì	迪	君	1 :	2番	田	中	敏	文	君
1	3番	Ш	村	多	美男	君	1 -	4番	小	林	汽	片	君
1	5番	平	Ш	昌	昭	君	1 (6番	鈴	木	裕	美	君

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 池田裕二君

平成20年標茶町議会第2回定例会会議録

副 町 長 及川直彦 君 総 務 課 手 美 男 君 長 玉 豊 君 企画財政課長 森 Щ 税 橋 則 義 君 務 課長 高 管 理 課 長 今 敏明 君 住 民 課 長 妹 尾 昌 之 君 農 林 課長 牛 崎 康人 君 商工観光課長 啓 一 君 佐 藤 建 上 設 課 長 井 栄 君 水道課長 妹 尾 茂樹 君 育成牧場長 表 武 之 君 病院事務長 和 雄 君 蛭 田 やすらぎ園長 澤 正宏君 Ш 教 育 長 吉 原 平 君 教育管理課長 島 田 哲 男 君 社会教育課長 中 居 茂 君 農委事務局長 牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 佐藤吉彦君

 議事係長
 中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎報告第4号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。報告第4号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長(高橋則義君)(登壇) 報告第4号の内容についてご説明いたします。

この度の、町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成20年4月30日付けで地方税法、同法施行令等が改正公布されたことに伴い、平成20年度分課税の事務処理上、公布の日から施行で、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成20年4月30日付けで専決処分したものであります。

改正内容につきましては、主なものとしまして、町民税では、「民間が担う公益」を支える制度としての公益法人改革で、民法第34条法人に規定されている社団・財団法人についての法改正が平成20年12月から施行されることによる、法人の町民税について、納税義務者、均等割の税率表の改正、エンジェル税制の課税特例の廃止、などであります。

固定資産税では、住宅の省エネ改修に対する減額措置の創設、独立行政法人緑資源機構 法廃止に伴うものなどであります。

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。

専決処分書(写)

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。上記事件は、地方自治法 第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。平成20年4月30日。

以下、内容についてご説明いたします。

初めに、改正分についてであります。

標茶町税条例の一部を改正する条例。

標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第4号中「及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第3項に規定するものを除く。第31条第2項及び第44条第1項において同じ。)」を削り、同条第3項中「廃止したものを含む。」

の次に「第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。」を加え、 「この節中法人」を「この節の規定中法人の町民税」に改める。

第31条第2項中「法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

番号・法人の区分・税率。

1、次に掲げる法人。

イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)。

ロ 人格のない社団等。

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)。

ニ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)。

ホ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(棒給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの。年額60,000円。

- 2、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。年額144,000円。
- 3、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。年額156,000円。
- 4、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。年額180,000円。
- 5、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。年額192,000円。
- 6、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。年額480,000円。
- 7、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。年額492,000円。

- 8、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。年額2,100,000円。
- 9、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。年額3,600,000円。

第31条第3項中「若しくは第4号」を削る。

第35条の2第6項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第47条の見出し、同条第1項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

第49条第1項中「法人等」を「法人」に改める。

第53条第5項中「本項」を「この項」に、「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人 緑資源機構法(平成14年法律第130号)により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び 同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年 法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林 総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項 又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130 号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第6項中「本 項」を「この項」に改める。

第130条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「本項」を「この項」に 改め、同条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同 法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項 の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に、「本項」を「この項」に改め、同条 第5項中「本項」を「この項」に改める。

附則第7条の3第3項中「記載した申告書」を「記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「町長に提出した場合(」の次に「町民税の納税通知書が送達された後に町民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに町民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、町長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。

附則第10条の2第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第3項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第6項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に、「同条第11項に規定する改修工事」を「同条第4項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第5号及び第6号中「改修工事」を「居住安全改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出でき

なかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修 専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱 損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面 積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の3第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第2項第2号」の次に「又は第4項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に、「又は第3項第3号」を「、第3項第3号又は第4項第3号」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

附則第17条の7第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「及び附則第17条の6の3」を削り、「、附則第17条の6第1項」を「、同項」に改め、「と、附則第17条の6の3中「計算した金額()とあるのは「計算した金額(附則第17条の7第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する 部分は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個 人の町民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)前に改正前の町税条例(以下「旧条例」という。)附則第17条の7第7項の町民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3

月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の公布の日前」とする。

- 3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第17条の7第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第17条の6の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第17条の6第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第17条の6の3中「計算した金額() とあるのは「計算した金額() とあるのは「計算した金額() とあるのは「計算した金額() とする」とする。
- 4 新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する 事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税につい て適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年 度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 旧条例第23条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。
- 6 新条例第31条の規定(同条第2項の表の第1号イに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度分以後の年度分の法人の町民税の均等割について適用し、旧条例第31条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。
- 7 施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)の前日までの間における新条例第31条第2項の適用については、同項の表の第1号中、「ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
- 二 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)
- ホ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(棒給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて

「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの。」とあるのは、「ハ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及び口に掲げる法人を除く。)

二 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(棒給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定 資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 次に、議案説明資料1ページをお開き頂きたいと思います。

資料に沿って、町税条例改正内容についてご説明申し上げます。

最初に町民税についてであります。

改正項目1番、見出しは、町民税の納税義務者等であります。改正条項は条例第23条 で改正内容は第1項は公益法人制度見直しによるもので、法人の均等割りを課するものか ら、町内に事務所等を有する法人でない社団・財団を削るものであります。

第3項では、人格のない社団等で、資本金等の額が明確でない場合の均等割額について最低税率とするものであります。

施行は公布の日からで、平成20年度以後の年度分から適用し、平成19年度分までは従 前のとおりであります。

なお、この後の施行適用につきましては、これとことなる場合のみご説明いたします。 次に、改正項目2番。均等割の税率であり、改正条項は第31条で、改正内容は法人の 均等割の税率表の改正で、番号1で税率年額60,000円を適用する法人の区分を「公共法人、 公益法人等」、「人格のない社団等」、「一般社団法人、一般財団法人」等と「資本金等との 額が千万円以下の従業員者数が50人以下の」と規定したものであります。

また、番号9で税率年額3,600,000円を適用する法人の区分から除くものとして、公共・公益法人等が削られたものであります。

さらに、表の並び替えにより、番号1の税率3,600,000円が60,000円に、番号2の2,100,000円が144,000円に、番号3の税率が492,000円が156,000円に、以下順次変更となり、番号9の税率60,000円が3,600,000円に変更されたものであります。

施行は公布の日からで、平成20年度以後の年度分から適用となりますが、均等割の税率表の番号1の1と番号9の公共・公益法人等の規定は「一般社団法人、財団法人に関す

る法律」施行の日の前日までは従前の通りであります。

改正項目3番、町民税の申告であり、改正条項は第35条の2で文中の引用する所得税 法の改正による修正であります。

改正項目4番、法人の町道民税の申告納付と次ページの改正項目5番法人税割に係る 不足税額の納付の手続きについてで、改正条項は条例第47条と第49条であります。

改正内容は見出し及び条文中の字句の修正を行っております。

改正項目6番、個人の町道民税の住宅借入金等特別税額控除で、改正条項は条例附則 第7条の3であり、条文中の規定整理及び字句の修正であります。

改正項目7番、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、改正条項は、条例附則第17条の7であります。改正内容は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡益を2分の1に圧縮して課税するという優遇措置を平成21年3月末で廃止するというものであります。又、優遇措置として存続するものとして、所得税における繰越損失と、住民税では、会社の倒産や清算による譲渡損失を他の株式譲渡益から繰越控除できる特例が設けられております。その他、条文中の規定整理を行っております。

続いて、固定資産税であります。

改正項目8番、固定資産税の納税義務者等で、改正条項は、条例第53条であり、独立 行政法人緑資源機構法の廃止とこれに伴う独立行政法人森林総合研究所への業務承継につ いての規定により、条文中の規定整理及び字句の修正をするというものであります。施行 は、独立行政法人緑資源機構法の廃止する法律施行日、適用は、平成20年度以後の年度分 から適用し、平成19年度分までは、従前のとおりであります。

改正項目9番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者 がすべき申告で、改正条項は、条例附則第10条の2であります。

第1項、第2項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置を平成22年3月まで2年間延長されるものであります。第3項から第6項までは、地方税法施行令の改正により引用する条項に移動があり条文中の規定整備と字句の修正を行ったものであります。追加する第7項は、住宅の熱損失防止改修(省エネ改修)に対する、固定資産税の減額措置の創設に伴う規定で、改修後3ヶ月以内の申告を義務付けております。対象は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行われる自己負担が30万円以上の工事で、120㎡分までを限度に翌年度の税額の3分の1を減額するというものであります。施行日は、公布の日から、適用は、平成20年度以後の年度分から適用し、平成19年度分までは、従前のとおりであります。

改正項目10番、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等であり、改正条項は、条例附則第10条の3で引用する地方税法の改正による条文中の規定整理であります。

最後は、特別土地保有税であります。改正項目11番、特別土地保有税の納税義務者等

で、改正条項は条例第130条であります。独立行政法人緑資源機構法の廃止とこれに伴う 独立行政法人森林総合研究所への業務承継についての規定により、条文中の規定整理及び 字句の修正をするというものであります。施行日は、独立行政法人緑資源機構法の廃止す る法律施行日、適用は、平成20年度以後の年度分から適用し、平成19年度分までは、従前 のとおりであります

以上で報告第4号の内容説明とさせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。報告第5号を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長(高橋則義君)(登壇) 報告第5号の内容についてご説明いたします。

この度の、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、平成20年4月30日付で地方税法、同法施行令が改正公布されたことに伴い、平成20年度分課税の事務処理上、公布の日から施行で、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、平成20年4月30日付で専決処分をしたものであります。

改正内容につきましては、新たに後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税からの支援金等課税額を設ける改正であります。国民健康保険の課税限度額の医療保険分を47万円、新たに後期高齢者支援金等の課税限度額を12万円とするものです。また国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、制度創設時に後期高齢者となる者又は創設後に75歳に到達する者について、同じ国民健康保険世帯について負担の調整・軽減

を図る等の内容でありまして、町の国民健康保険税条例もこれを受け改正するものであります。

なお、本案につきましては、6月11日開催の国民健康保険運営協議会において、原案により承認をいただいておりますのでご報告申し上げます。

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分書(写)

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。平成20年4月30日。

以下、内容についてご説明いたします。

始めは改正分についてであります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要する費用(」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年 法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援 金等」という。)及び」を加え、「)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以 下同じ。)」の次に「及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢 者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同 じ。)」を加え、同条第2項中「56万円」を「47万円」に改め、同条第3項を同条第4項 とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、12万円とする。

第3条第1項中「第6条及び第19条第1項において」を「以下」に、「100分の7.2」を「100分の5.7」に改める。

第4条中「100分の34.0」を「100分の27.0」に改める。

第5条中「30,000円」を「24,000円」に改める。

第5条の2を次のように改める。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1)特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 30,000円。
 - (2) 特定世帯 15,000円。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第23条の2を第25条の2とし、第23条の3 を第25条の3とし、第22条を第24条とする。

第21条中「56万円を超える場合には、56万円)並びに同条第3項本文」を「47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文」に、「ウ及びエ」を「オ及びカ」とし、同条第1号ア中「21,000円」を「16,800円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額。

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

- (1) 特定世帯以外の世帯 21,000円。
- (2)特定世帯 10,500円。

第21条第1号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,200円。
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額。 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。
 - (1) 特定世帯以外の世帯 5,600円。
 - (2) 特定世帯 2,800円。

第21条第2号中「24万5千円」を「24万5,000円」に改め、「納税義務者を除く。)」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号ア中「15,000円」を「12,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額。

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

- (1) 特定世帯以外の世帯 15,000円。
- (2) 特定世帯 7,500円。

第21条第2号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,000円。
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額。 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。
 - (1) 特定世帯以外の世帯 4,000円。
 - (2)特定世帯 2,000円。

第21条第3号中「に被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号ア中「6,000円」を「4,800円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額。

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

- (1) 特定世帯以外の世帯 6,000円。
- (2) 特定世帯 3,000円。

第21条第3号工を同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,200円。
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額。 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。
 - (1) 特定世帯以外の世帯 1,600円。
 - (2) 特定世帯 800円。

第21条第3項を削り、同条を第23条とする。

第20条中「第23条」を「第25条」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とする。

第18条第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第20条とする。 第17条第1号中「第12条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条第1項中「第21条第1項」を「第23条第1項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改め、同条第4項及び第6項中「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条中「第12条、第16条及び第17条」を「第14条、第18条及び第19条」に改め、同条 を第11条とする。 第8条を第10条とする。

第7条及び第7条の2中「第2条第3項」を「第2条第4項」とし、第7条を第9条とし、第7条の2を第9条の2とする。

第6条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第8条とし、第5条の2 の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控 除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯以外の世帯 8,000円。
- (2) 特定世帯 4,000円。

附則第2項中「被保険者」の次に、「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)」及び「次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を削り、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第3項から第6項までを削る。

附則第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第21条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第8項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則 第4項とする。

附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第21条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の 2の6第7項」を「第35条の2の6第15項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第35条の

3第13項」を「第35条の3第11項」に、「第9項」を「第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第21条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第13項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則 第9項とする。

附則第14項、第15項及び第16項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第21条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改め、附則第14項を附則第10項とし、附則第15項を附則第11項とし、附則第16項を附則第12項とし、附則第17項を附則第13項とする所則。

(施行期日)。

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)。

第2条 改正後の標茶町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に議案説明資料の4ページをお開き頂きたいと思います。

改正項目1番は、国民健康保険の課税額で、関係条項は、条例第2条であります。

改正内容は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金等を国民健康保険の課税額に加えるものであります。現行の課税限度額の医療保険分を56万円から47万円とし、新たに後期高齢者支援金等の課税限度額を12万円とするものであります。また項の移動も行われております。施行は公布の日からで適用は、平成20年度以後の年度分からとなっております。なお、この後の施行・適用につきましては、これと異なる場合のみご説明いたします。

改正項目2番は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、関係条項は、条例第3 条と第6条であります。

改正内容は、第3条で医療保険分を100分の7.2から100分の5.7に改めるものであります。また第6条では後期高齢者支援金分を100分の1.5とするものであります。100分の7.2から100分5.7と100分の1.5への改正の考え方についてでありますが、20年度当初の国民健康保険税予算額のうちの保険税額374,988千円と後期高齢者支援金に係る一般財源で税充当額72,982千円を按分した8対2で設定したものであります。以下の項目につきましてすべて同じ考え方に基づき改めております。

改正項目3番は、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で、関係条項は、条例第4

条と第7条であります。

改正内容は、第4条で医療保険分を100分の34.0から100分の27.0に改めるものです。 また第7条では後期高齢者支援金分を100分の7.0とするものであります。

改正項目4番は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額で、関係条項は、 条例第5条と第7条の2であります。改正内容は、第5条で医療保険分を30,000円から 24,000円に改めるものです。また第7条の2では後期高齢者支援金分を6,000円とするも のであります。

改正項目5番は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、関係条項は、条 例第5条の2と第7条の3であります。

改正内容は、第5条の2でありますが、制度創設時に後期高齢者となる者又は創設後に75歳に到達する者について、5年間に限り、同じ国民健康保険の被保険者でなくなることにより単身世帯となる世帯を特定世帯として、世帯別平等割額を2分の1に軽減することを設けております。これにより医療保険分を(1)特定世帯以外の世帯30,000円、

- (2) 特定世帯15,000円とするものです。また第7条の3では後期高齢者支援金分を
- (1)特定世帯以外の世帯8,000円、(2)特定世帯4,000円とするものです。

改正項目6番の介護納付金課税被保険者に係る所得割額から11番の納期までは、条例 第8条から第12条まででありますが、引用する条項の移動による条文中の規定の整理で、 条の移動も行われております。

改正項目12番は納税義務の発生、消滅等に伴う賦課で、条例第13条でありまして、国 民健康保険法第6条の改正による「被保険者に該当しない者の追加(後期高齢者被保険 者)」の訂正で、条の移動も行われております。

改正項目13番の特別徴収ほか一括で、条例第14条から第18条までであり、条の移動が 行われたものであります。

改正項目14番の新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収から17番の徴収 の特例に係る税額の修正の申出等であり、条例第19条から第22条まででありますが、引用 する条項の移動による条文中の規定の整理で、条の移動も行われております。

改正項目18番、の国民健康保険税の減額で、条例第23条でありまして、第1項第1号の7割を減額する世帯の均等割額で、医療保険分の21,000円を16,800円に、後期高齢者支援分を4,200円としたものです。また平等割額につきましては、医療保険分で特定世帯以外の世帯を21,000円、特定世帯を10,500円とし、後期高齢者支援分は特定世帯以外の世帯を5,600円とし、特定世帯を2,800円とするものです。

次に第2号の5割を減額する世帯の均等割額で、医療保険分の15,000円を12,000円に、後期高齢者支援分を3,000円としたものです。また平等割額につきましては、医療保険分で特定世帯以外の世帯を15,000円、特定世帯を7,500円とし、後期高齢者支援分は特定世帯以外の世帯を4,000円とし、特定世帯を2,000円とするものです。なお、この減額の算定にあたり、制度創設時に後期高齢者となる者又は創設後に75歳に到達する者について、5

年間に限り、人員に含める特例が設けらております。

最後は第3号でありますが、2割を減額する世帯の均等割額で、医療保険分の6,000円を4,800円に、後期高齢者支援分を1,200円としたものです。また平等割額につきましては、医療保険分で特定世帯以外の世帯を6,000円、特定世帯を3,000円とし、後期高齢者支援分は特定世帯以外の世帯を1,600円とし、特定世帯を800円とするものです。なお、第2号と同じくこの減額の算定にあたりましても、5年間に限り、人員に含める特例が設けらております。

改正項目19番の国民健康保険税に関する申告ほか一括で、条例第24条から第26条まで であり、条の移動が行われたものであります。

改正項目20番は制定附則の改正一括で、はじめに18年度、19年度に限りの条文の第3項から第6項を削るものであります。次に国保税課税に係る特例であり、附則第2項から第12項中の引用する条項と字句の整理で、条の移動が行われ、更に附則第17項を第13項とする条の移動も行われたものであります。

以上で報告第5号の内容説明とさせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) これより本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・舘田君

- ○10番(舘田賢治君) 一点だけですね、昨日、協議会をやった訳でありますけれども、 今回の税制改正でこの本会議の中でですねこの一つだけお聞きしておきたいのですが応益 と応能の関係な訳ですが、今回の税改正でですね、この割合がどのような形で留まってい るのか、それをお聞きしておきたいなと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長·高橋君。
- ○税務課長(高橋則義君) お答えいたします。専決による税率改正につきましては、先ほどご説明いたしましたが、国保税の当初予算額と後期高齢者支援金分にかかる一般財源相当額、いわゆる税充当相当額について8対2で単純に按分した改正となっております。

失礼いたしました。今回のご説明につきましては、専決処分に行った仮の税率設定でありまして、この後の条例提案によります税条例の改正がありますので、そちらのほうで応能応益の割合についてご説明できると思いますのでご了承願いたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

◎報告第6号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。報告第6号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 報告第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成19年度標茶町一般会計補正予算第5号で議決を頂きました 4件の繰越明許費繰越計算書の調製についてでございます。当該4件につきましては、平 成19年度歳出予算のうち、その性質上また予算成立後の需要に基づき、年度内に支出が終 わらない見込みのあるものについて予算の定めるところにより平成20年度へ繰り越して使 用するものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

報告第6号

繰越明許費繰越計算書の調製について。

平成19年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方 自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

次ページでありますが、

平成19年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書。

3款1項、事業名、地域活動支援センター改修事業、金額15,750,000円、翌年度繰越額15,750,000円、財源内訳でありますが、未収入特定財源で国道支出金で15,750,000円であります。

次に、6款1項、事業名、道営基幹水利施設補修事業負担金(多和地区)、金額 21,825,000円、翌年度繰越額2,925,000円、財源内訳でありますが、未収入特定財源で地 方債1,2000,000円、一般財源1,725,000円。

同じく事業名、道営草地整備事業(公共牧場中核型)負担金(多和第2地区)、金額40,000,000円、翌年度繰越額26,980,000円、財源内訳でありますが、一般財源で26,980,000円。

8 款 4 項、事業名、町営住宅建設事業(開運団地)、金額216,538,000円、翌年度繰越額76,582,000円、財源内訳でありますが、未収入特定財源で国道支出金で35,703,000円、地方債で35,700,000円、一般財源で5,179,000円であります。

合計で金額は294,113,000円、翌年度繰越額は122,237,000円、財源内訳でありますが、 未収入特定財源で国道支出金51,453,000円、地方債で36,900,000円、一般財源で 33,884,000円であります。

調整につきましては、平成20年5月31日であります。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・舘田君。

- ○10番(舘田賢治君) 繰越明許費の社会福祉費の関係なんですが、これ15,750,000円はまだ国・道のお金が未収ということでまだお金は入っていないのかなと思うのですが、これたしか19年の1月かなんかにですね、これが入ってきたお金かなと、そこの役場の裏の元の法務局の跡の工事かと思うのですが、これはまだ3月の時点では工事かかってなかったのでしょうか。それが一点と、まだこれはお金事態入ってないのかどうか、入ってきていないということの理解でいいのですね。
- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長・妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 地域活動センターの改修事業につきましての工事につきましては、本年20年度の4月の22日に入札契約しておりまして、工期は7月30日まで、建築主体、附帯機械設備、附帯電気設備工事ということで発注しております。

なお、国の支出金の15,750,000円につきましては、工事終了後清算時に請求し、歳入と して入ってくるということでございますのでご理解を願いたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第6号は終了いたしました。

◎議案第32号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議案第32号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成20年度から平成23年度にかけ、財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区の草地造成改良、草地整備改良、用排水施設について、その工事を公社に委託するものであり、畜産担い手育成総合事業実施要領に基づき契約を結ぼうとするものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領第5の3で定められている公社と町が事業実施のために締結する契約でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第32号、工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

契約の目的は、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る牧場施設設置工事委託。

契約金額は、226,305,000円。契約の方法は随意契約で、契約の相手方は財団法人北海 道農業開発公社理事長西山泰正でございます。

工事内容は草地造成改良が延べ16戸の参加農家で、12.5ヘクタール、事業費は19,040,000円。草地整備改良が43戸の参加農家で801.85ヘクタール、事業費が415,737,000円。暗渠排水が3戸の参加農家で3.9ヘクタール、事業費4,640,000円で、これら事業費に附帯事務費、建設利息を加えた額から国の補助金額を控除した価格を契約金額として契約するものでございます。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案可決されました。

◎議案第33号

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。議案第33号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長 · 牛崎君。

〇農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、議案第32号と同じく平成20年度から平成23年度にかけ、財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区により整備される家畜保護施設・農機具について整備完了後町が取得しようとするものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領第5の3で定められている公社と町が事業実施のために締結する契約を結ぼうとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第33号、農業用施設の取得について

町は、下記のとおり畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというもので、取得の農業用施設の名称及び数量は、家畜保護施設整備による畜舎3棟、搾乳舎3棟、バルククーラー5基、ミルキングパーラー1基、クラウトゲート1式、ミキサーフィーダー2台、除糞機2台、ロータリーパーラー2基、搾乳ロボット4台、自動給餌機1台、農機具等導入によるモアコンディショナー1台、ハーベスタ1台で、取得予定価格は552,876,000円で、取得の相手方は、財団法人北海道農業開発公社理事長西山泰正でございます。

それぞれの施設の事業費は畜舎が357,900,000円、搾乳舎が192,283,000円、バルククーラーが63,558,000円、ミルキングパーラーが8頭ダブルで36,016,000円、クラウトゲートはホールディングを含め8,861,000円、ミキサーフィーダーが13,696,000円、除糞機が8,732,000円、ロータリーパーラーが183,355,000円、搾乳ロボットが109,140,000円、自動給餌機が16,368,000円、農機具はモアコンディショナーが自走式で39,055,000円、ハーベスタも自走式で44,619,000円で、ごれら事業費に附帯事務費・建設利息を加えた額から国の補助金額を控除した価格を取得予定価格として委託契約するものでございます。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 以前のこの公社の取得の関係でそれぞれの部分で説明求めて、 今回それぞれ価格は付いてきています。そのたとえば畜舎の平米数だとかこれで審査する にしても、たとえば機械でもどこのメーカーでどんな形式なのかというのがわからないと、

金額出されてもただそれをみて「あっそうか」という程度しかならないので、やっぱり畜 舎にすれば平米数、あれは機械にすればメーカーと形式ぐらいは資料として、口頭でなく て資料として価格も合わせて添付してもらったほうがより内容を審議するのには役に立つ のではないのかなとそんなふうに考えています。

- ○議長(鈴木裕美君) 農林課長・牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) 議員から以前にこの案件に付きまして、資料の内容ご質問されたことは重々含めております。今回もですね、資料あるいは情報の提供をどのような形ですればいいのかということで随分悩んだ末に議案の説明の中にさせてもらいました。実は情報提供につきましてはですね、例えば1棟1戸しかないものも中にございまして、そうするといわゆる個人情報の部分にもかかわってくるのではないかということもちょっと危惧しまして、今回についてはペーパーのものを作成するのは差し控えさせてもらいましたけれども、今後につきましては、町の方でタイミングよく入手出来たものについては、出来るだけまとめてわかりやすくはしたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。
- ○8番(小野寺典男君) その個人情報、この段階では個人情報に当たる部分でないですよね。今の段階では。売払いの段階で何処何処の牧場に売払い出てきますよね。それはまあいえば個人情報になるのかも知れませんけど、まあ個人情報と言っても議会で当然審議しなきゃならない部分で個人情報があるからといって提出されないということになると審議も十分尽くされない。例えば、機械モアコンディショナーにしてもハーベスタにしても多分、何処のメーカーでその形式によっておそらく農家の人はまあまあこの価格で50%だと何ぼだとだいたいの数字は分かるのかもしれないのですけども、それが適正かどうかというのもなかなか理解しにくいだろうなと。ですから、メーカーと形式が分かればその機械は価格がいくら位でここに出てきているのは適正なのかどうなのか判断も出来るだろうと思うのです。そういうことでもう一回。
- ○議長(鈴木裕美君) 農林課長·牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) はい、お答えいたします。

個人情報の部分については、まだ精査が必要だというふうに私も考えておりますので、 直ちにそれによって情報提供が出来ないものではないというふうに考えておりますので、 ご理解を頂きたいと思います。それから機械の関係につきましては、これは以前にご説明 したとおりですね、一応価格等については、見積もられて計画の中に織り込まれておりま すけれども、最終的な型式ですとか、金額については地域段階で設置される検討委員会で 決定されるということでありますので、今の段階では、台数と金額しか実際のところ計画 書に記載されていませんので、これについては将来的にもこの段階ではお示しすることが 出来ないかというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。
- ○8番(小野寺典男君) そしたらこれは例えば一つ一番下のハーベスタを入れるという こと、どんな機種になるのか何処のメーカーになるのか分からないということですから、

最終農家の段階でしか分からないというこの金額はしたらどうやって算出したのですか。

- ○議長(鈴木裕美君) 農林課長·牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) 道営事業ですので、道の方で算定しているのですけども、考えられるですね条件の中で概算で見積もられているというふうに認識しております。
- ○議長(鈴木裕美君) 8番・小野寺君。
- ○8番(小野寺典男君) 以前の売払いでも、取得価格と売払い価格に差があったことがある。これもそしたらそういう形で最終的に売払いしたときはこれと差出てくる。当然。
- ○議長(鈴木裕美君) 農林課長·牛崎君。
- ○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。 その通りでございます。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。議案第34号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長·妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明申 し上げます。

本案は、工事請負契約の締結についてでございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせてご説明申し上げます。

議案第34号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、平成20年度標茶終末処理場監視制御設備更新工事でございます。工事の概要は、処理場機械の監視制御装置の更新です。工事場所は桜13丁目38番地、標茶終末処理場です。契約の金額は109,200,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は、平成20年6月3日です。指名業者の状況は株式会社日立製作所、株式会社明電舎、北海道富士電機株式会社、日本電気株式会社、三菱電機株式会社の5社で、入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方、予定施工業者名は札幌市東区北13条東6丁目1番23号株式会社明電舎 北海道支社支社長池土康治です。

竣工予定日は平成21年3月6日です。新規・継続の別は継続です。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。議案第35号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長(今 敏明君)(登壇) 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成7年度より標茶市街地区都市計画区域内において字名の混在 や広範囲にわたること、加えて地盤の非序列化による住所特定の困難性、町内会名と正規 住所地番の並列使用による各種申請行為や来庁訪問者に対する混乱の発生など、それらを 解消し、生活の利便性向上を図るため、新たに区域名を設定し、地番の不番についても整備し、継続実施してきました事業でございます。

今回の実施区域につきましては、お手元の議案説明資料10ページと11ページでございますけれども、麻生町及び平和町の一部が対象で、実施予定日につきましては7月の26日土曜日を予定しているところです。

また、本住居表示事業につきましては、今回の実施を持って標茶市街地区が終了となります。

なお、標茶町町名等整備審議会を4月30日に開催し、諮問いたしましてご審議いただき 了承されていますことをご報告いたします。

内容に入ります。

町の区域及び名称の設定及び変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、町の区域及び名称を 別紙のとおり設定する。

1ページに入ります。

町の区域及び名称の設定調書。

1、町の区域を新たに画するもの。新たに画する町の区域の名称。新たに画する町の従来の区域。

平和1丁目は字ルルラン・旭1丁目・富士1丁目の各一部。平和2丁目、字標茶・字ルルランの各一部。平和9丁目、字ルルランの一部。麻生1丁目、字ルルランの一部。麻生2丁目、字ルルランの一部。麻生3丁目、字ルルランの一部。麻生4丁目、字ルルランの一部。麻生5丁目、字ルルランの一部。

2、町の区域を変更するもの。変更する町の区域の名称。変更する町の従来の区域。 平和3丁目は字ルルランの一部。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容についてのご説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。 これより本案を採決いたします。 本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。議案第36号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長·森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第36号の提案の趣旨並びに内容の説明を申 し上げます。

本案につきましては、地域振興に資する民間事業活動等に対し資金の貸付を行う趣旨の「標茶町地域総合整備資金貸付条例」の一部を改正するものでありますが、その根拠となります「地域総合整備資金貸付要綱」が改正されましたことと、釧路圏域としての地域指定の関係上、限度額の変更があり改正するものであります。

また、あわせて、条例中の一部を法制執務上、適切な文言に変えさせていただきたい とするものでございます。

資料については12ページでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第36号、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページでありますが、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例。

標茶町地域総合整備資金貸付条例(平成4年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域総合整備財団」を「、財団法人地域総合整備財団」に、これについては要綱の改正によるものであります。「貸付」を「貸付け」に改める。これは文言の整理であります。

第2条中「貸付」を「貸付け」に改める。これも同じように文言の整理であります。

第3条第1項第3号中「、2千5百万円」を「、2,500万円」に改める。これは文言の整理であります。

第4条、貸付対象者でありますが「貸付対象者は、株式会社、有限会社、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人その他の法人とする」を「貸付対象となる民間事業者等は、法人格を有する法人とする」に改める。これは要綱の改正によるものであります。

第5条、貸付額でありますけれども、第1項中「5百万円以上とし9億3千万円」を「500万円以上とし8億円」に、「14億円に増額することができる」を「12億円とする」に改める。というものであります。500万円につきましては文言の整理でありまして、限度額

につきましては釧路広域市町村圏において地域経済活性化対策推進地域指定を見送ったことによる変更でございます。

第8条中「貸付」を「貸付け」に改める。文言の整理であります。

第11条中「共に」を「ともに」に改める。文言の整理であります。

第12条中「、町長が別に」を「、規則で」に改める。これも文言の整理であります。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものであります。 以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時34分 再開 午後 1時00分

(小野寺典男議員退席)

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本定例会開会当初に指名いたしました会議録署名議員の8番小野寺君が退席いたしましたので、11番深見君を指名いたします。

◎議案第37号

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。議案第37号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

〇税務課長(高橋則義君)(登壇) 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成20年4月30日付で地方税法及び同法施行令が公布されたことに伴い、町税条例につきましても関係部分の改正を要することとなり、提案致すものであります。

改正内容は、町民税に関するものでは、主なものとして、寄附金税額控除の制度拡充、年金からの特別徴収による納入方法の追加、公益法人改革により、民法第34条法人に規定されている社団・財団法人について、新しい制度としての法改正が平成20年12月から施行されることによる、非課税規定の整備、上場株式の譲渡所得及び配当所得の軽減税率の見直しなどであります。固定資産税に関するものでは、同じく公益法人改革による、非課税規定の整理などであります。

標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

以下、内容についてでありますが、はじめに改正文を読み上げ、その後、議案説明資料によりご説明いたします。

次のページをお開きください。

標茶町税条例の一部を改正する条例。

標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

第19条中「本条において同じ。)」を「この条において同じ。)、第46条の4第1項 (第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改め、 同条第1号中「第45条の5」の次に「、第46条の4第1項」を加える。

第32条第3項及び第5項中「本項」を「この項」に、「第33条の8」を「第33条の9」 に改める。

第33条の2中「、寄付金控除額」を削る。

第33条の8第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第33条の9とする。

第33条の7中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第33条の8とし、第33条の6の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第3号から第12号までに掲げるものに関しては、それぞれ別表に掲げるものに限る。)を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額

(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5千円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を道内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(道内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの
 - (3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (4) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人 に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人(第2号に掲げるものを除く。) に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
 - (12) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3に規定する認定特定非

営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。
- (1) 当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合。195万円以下の金額100分の85、195万円を超え330万円以下の金額100分の80、330万円を超え695万円以下の金額100分の70、695万円を超え900万円以下の金額100分の67、900万円を超え1800万円以下の金額100分の57、1800万円を超える金額100分の50
- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであって、当該納税義務者が第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき100分の90
- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める割合(イ及び口に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又は口に定める割合のいずれか低い割合)
- イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の 左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第35条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に、「うけようとするもの」を

「受けようとするもの」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第33条の7の 規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控 除」を加え、同条第4項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費 控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の 次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第37条第1項中「第43条」の次に「、第46条の2第1項若しくは第2項、第46条の 5」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」 に改める。

第40条中「第46条第1項」の次に「又は第46条の6第1項」を加える。

第43条の見出しを「(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)」に改め、同条第1項中「且つ」を「かつ」に、「本条」を「この条」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第4項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第44条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第2項中「特別徴収の税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第45条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改める。

第45条の2の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条中「本来」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第46条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に 改め、同条第1項中「因り町民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」 を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、 「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第46条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めれるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第43条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第46条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴

収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き町の区域内に住所を有する 者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の町の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第43条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。
- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第46条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額 (同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割 額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とす る。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴 収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収 対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節におい て「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第46条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第46条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日ま

での間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第46条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第46条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第46条の3及び前条の規定の適用にあっては、第46条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第46条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第46条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第46条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第46条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別 徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者 について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。第50条第2項中「民法(明治29年法律第89号)第34条の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改める。

第55条中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「本 条」を「この条」に改める。

附則第4条の次に次の1条を加える。

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

附則第5条第3項中「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「前2条」を 「前3条」に改める。

附則第6条第3項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則第7条第2項中「第33条の8第1項」を「第33条の8及び第33条の9第1項」に、 「同項」を「第33条の8」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、 同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする」に改める。

附則第7条の3第2項中「第33条の8第1項」を「第33条の8及び第33条の9第1項」に、「同項」を「第33条の8」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第33条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、同条 第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定す る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条の2第1項、附則第17条の5第1項、附則第17条の6第1項又は附則第17条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 第33条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第33条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所 得金額について、第33条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞ れ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第17条の5第1項の規定の適用を受ける場合100分の 60
- (5) 前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条の2第1項、附則第17条の6第1項又は附則第17条の8第1項の規定の適用を受ける場合100分の75

附則第8条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第33条の6、第33条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「第33条の6から第33条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「及び前条第1項」を「、附則第7条の3第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第33条の8第1項」を「、附則第7条の3第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第16条の3を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。
 - 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総 所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額がびに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の

金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額がびに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額がびに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額がびに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額がでに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額がでに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第17条の2第3項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第17条の5第5項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び

に附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。 附則第17条の6第1項中「及び附則第17条の6の3」を削り、同条第2項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の6第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の6第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額がに附則第17条の6第1項の規定による町民税の所得割の額がに附則第17条の6第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第17条の6の2第2項中「特定管理口座)に」の次に「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第17条の6の3を次のように改める。

第17条の6の3 削除

附則第17条の6の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第17条の6の5第3項」を「附則第17条の6の6第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第17条の6の5第1項」を「附則第17条の6の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「第3項」を「第6項」に、「を計算上控除する。」を「の計算上控除する。」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第17条の6第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額(以下)とあるのは「配当所得の金額(附則第17条の6の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第17条の6第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第17条の6の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)とする。

附則第17条の6の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に 規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に 係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の 末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関 する事項を記載した第35条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(町長において やむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において町民税 の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)に限り、附則第16条の3第1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の町民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第32条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、 同条第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第17条の6の 6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第17条の6の5を附則第17条の6の6とし、附則第17条の6の4の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例)

第17条の6の5 町民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 町民税の所得割の納税義務者が第32条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第17条の8第2項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の8第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の8第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額をでは別第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額がでに附則第17条の8第1項の規定による町民税の所得割の額がでに対則第17条の8第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第17条の10第2項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の8まで」に、「第 33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則 第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33条の6中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の10第1項の規定による町民税の所得割の 額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び 附則第7条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、 第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の10第1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所 得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の10第1項の規定による町民税の所 得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「(平成21年3月31日までに支払をう けるべきものにあっては、100分の3)」及び「(同日までに支払を受けるべきものにあ っては、100分の1.8)」を削り、同条第5項第2号中「、第33条の7」を「から第33条の 8まで」に、「第33条の8第1項」を「第33条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第 1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第33 条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の10第3項の規定による 町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則 第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「の所得割の額」」の次に「と、第33 条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の10第3項の 規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の10第3項の規定による町民税の所得割 の額の合計額」」を加え、同条第6項中「第33条の8」を「第33条の9」に、「第37条の 3」を「第37条の4」に改める。

附則第17条の11第2項中 「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療

費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。 附則に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第55条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第55条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第55条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第33条の7関係)

寄附金の区分。控除対象寄附金。第33条の7第1項第3号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第4号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第5号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第6号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第7号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第8号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第9号に掲げる寄附金。社会福祉法人標茶町社会福祉協議会に対する寄附金。第33条の7第1項第10号に掲げる寄附金。第33条の7第1項第11号に掲げる金銭。第33条の7第1項第12号に掲げる寄附金。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第17条の10の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに次条第20項及び 第21項の規定 平成21年1月1日
- (2) 第19条、第32条、第33条の2及び第33条の8の改正規定、同条を第33条の9とする改正規定、第33条の7の改正規定、同条を第33条の8とする改正規定、第33条の6の次に1条を加える改正規定、第35条の2第1項及び第4項、第37条、第40条並びに第43条から第46条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第4条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第3項、第6条第3項、第7条第2項及び第7条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象

飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条第3項の改正規定、附則第16条の4第3項、第17条の2第3項、第17条の5第5項及び第17条の6第2項第2号の改正規定、附則第17条の6の2第2項の改正規定、附則第17条の8の改正規定、附則第17条の10の改正規定(第3項の改正規定を除く。)、附則第17条の11の改正規定、附則の次に別表を加える改正規定並びに次条第1項から第5項までの規定 平成21年4月1日

- (3) 附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第16条の3の改正規定、附則第17条の6の5の改正規定並びに同条を附則第17条の6の6とする改正規定、附則第17条の6の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日
- (4) 附則第17条の6第1項及び第17条の6の3の改正規定並びに次条第15項から第 19項までの規定 平成22年4月1日
- (5) 第50条及び第55条の改正規定並びに同条例附則に1条を加える改正規定並びに 附則第3条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) の施行の日(平成20年12月1日)

(町民税に関する経過措置)

第2条 新条例第46条の2から第46条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

- 2 新条例第33条の7及び附則第7条の4の規定は、町民税の所得割の納税義務者が 平成20年1月1日以後に支出する新条例第33条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭に ついて適用する。
- 3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税について新条例第33条の7の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。
- 4 新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。
- 5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項」とあるのは「附則第16条の4第1項」と、同条第5号中「附則第16条の3第1項、附則第17条の2

第1項」とあるのは「附則第17条の2第1項」とする。

- 6 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の 町民税について適用し、旧条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に 係る平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 7 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する町民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式 等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 1万8千円

- ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の100分の3 に相当する金額
- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用 については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1 項(標茶町税条例の一部を改正する条例(平成20年標茶町条例第 号)附則第2条第7項 の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。
- 9 新条例附則第17条の6の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第17条の6の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第17条の6の5の規定は、平成22年1月1日以後に町民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。
- 11 町民税の所得割の納税義務者が新条例第32条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間(第13項において「特例期間」という。)内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第17条の6の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(同項に規定する源泉徴

収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

- (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。)附則第7条第10項で定めるもの(以下この項及び第13項において「少額配当等」という。)当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの(以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。)当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
 - 12 新条例附則第17条の6の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税に係る旧条例附則第17条の6の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 13 町民税の所得割の納税義務者が新条例附則第17条の6の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第17条の6の6第2項の規定にかかわらず、新条例第32条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口 座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に 係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源 泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての 少額配当等以外の配当額に係る所得
- 14 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第17条の6の6 第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第17条の6第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第17条の6第1項並びに附則第17条の6の3の規定の適用につ

いて」と、「とする」とあるのは「と、附則第17条の6の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第17条の6の4第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)とする」とする。

- 15 町民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日前に行った旧条例附則第17条の 6の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の 金額に対して課する平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 16 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第17条の6の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第17条の6第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第17条の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第17条の6第2項の規定により読み 替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)を いう。以下この項において同じ。)が5百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課 税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が5百万円を超える場合 次に掲げる 金額の合計額

イ 9万円

- ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から5百万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第17条の6第2項の規定の適用 については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株 式等に係る譲渡所得等の金額のうちに標茶町税条例の一部を改正する条例(平成20年標茶 町条例第 号)附則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場

合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額 を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)とする。

- 18 新条例附則第17条の6の6第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定 の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(新条例附則第 17条の6の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)とする。
- 19 新条例附則第17条の7第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(新条例附則第17条の7第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)とする。
- 20 新条例附則第17条の10第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第17条の10第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第17条の10第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第55条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用 し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第 38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号)第34条の法人に係る固定資産に対 して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

次に議案説明資料15ページをお開きください。

最初に総則・通則についてであります。改正番号1番、見出しは納期限後に納付し又は納入する税金又は繰入金に係る延滞金で、関係条項は条例第19条、改正内容は、引用する条項の整備によるものであり、施行・適用は、平成21年4月1日であります。なお、この後の施行・適用につきましては、これと異なる場合のみご説明いたします。

次に、町民税についてであります。

改正番号2番、所得割の課税標準で関係条項は条例第32条、改正内容は引用する条項 の移動によるものであります。

改正番号3番は、所得控除で条例第33条の2であり、改正内容は所得控除の中から「寄付金控除額」を削るものであります。

改正項目4番は、寄附金税額控除額であり、関係条項は条例第33条の7で条の追加で

あります。改正内容は寄附金控除制度の拡充で、所得税対象寄附金のうち地方公共団体が 条例で指定する寄附金を追加するものであります。又、現行の所得控除から税額控除方式 に改め、控除率を10%、控除対象限度額を総所得金額等の25%から30%に引き上げ適用下 限額を10万円から5千円に引き下げるものです。

次に地方公共団体に対する寄附金制度の見直しでありますが、適用下限額の5千円を超える寄附金額を対象に、控除率10%と特例控除額として、町民税の所得割額の10%を限度に、課税所得金額に応じて、50~85%を加えた金額を税額控除するものであります。これにより所得税の控除と住民税をあわせると適用下限額の5千円を除く全部が控除されるというものです。ただし、寄附金額は地方公共団体とそれ以外の団体あわせて総所得金額の30%を限度とするものであります。施行は平成21年4月1日であり、平成21年度以後の個人の町民税に適用するものであります。

改正項目5番、外国税額控除と次ページの改正項目6番、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除であり、関係条項は条例第33条の8、第33条の9で、内容は、引用する地方税法の条項の移動による修正であり、あわせて条の移動も行なわれたものであります。施行・適用は、平成21年4月1日であります。

次に改正項目7番、町民税の申告で、条例第35条の2であります。内容は、条文中の 字句の修正で「寄付金控除額」を削り、「寄附金税額控除額」を加えたものであります。

改正項目8番、個人の町民税の徴収の方法で、条例第37条であります、内容は、条文中の字句の修正で「公的年金からの特別徴収・仮特別徴収の規定」を加えるものであります。

改正項目9番、町民税の納税通知書で、条例第40条であります。内容は、年金所得の 特別徴収から普通徴収への繰入れが追加され、条文中の規定整理を行ったものであります。

改正項目10番、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収から改正項目14番、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れであり、関係条項は条例第43条から第46条までであります、内容は、「給与所得に係る」と「公的年金等に係る」を追加し、あわせて条文中の字句の修正を行ったものであります。

改正項目15番、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収でありますが、 関係条項は条例第46条の2で、条の追加であります。個人の町民税の徴収方法として公的 年金等からの特別徴収を加えたものです。対象者は、老齢基礎年金額が年額18万円未満の 者や特別徴収税額が年金額を超える者を除く、65歳以上の公的年金等の受給者で老齢基礎 年金を受けている者となり、平成21年10月から実施するものであります。施行は平成21年 4月1日であり、平成21年度以後の個人の町民税に適用するものであります。

改正項目16番、特別徴収義務者でありますが、関係条項は条例第46条の3で、条の追加であります。各種年金を支給している年金保険者について個人の町民税を年金から特別徴収しなければならない義務者と規定したものです。

改正項目17番の年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務であり、条例第46条の4で 条の追加でありますが、年金保険者が年金から徴収した個人の町民税は、徴収した翌月の 10日まで納入しなければならないことを規定しております。

改正項目18番、年金所得に係る仮特別徴収税額等であり、条例第46条の5で条の追加でありますが、特別徴収対象者について、4月から9月までの年金支給月3回は、前年10月から3月までの特別徴収税額と同額を仮に特別徴収し、税額確定後は、10月から3月までの年金支給月に、仮特別徴収分を控除した残額を本徴収することとしたものです。 また新たに特別徴収対象となった者について、4月から9月までは、年額の2分の1を普通徴収で、残額を10月から3月までの間は特別徴収とするというものであります。

改正項目19番、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れであり、条例第46条の6で条の追加でありますが、特別徴収対象者が年金給付の支払いを受けないこととなった場合、特別徴収税額は直ちに普通徴収に切り替えて徴収するものであります。

改正項目20番、町民税の減免で、条例第50条であります、減免対象の規定中「民法第34条の法人」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改めるもので、施行・適用は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日となっておりますが、現時点では施行されておりません。

改正項目21番、公益法人等に係る町民税の課税の特例で、条例附則第4条の2で条の追加でありますが、個人が公益法人等に対して財産の贈与をした場合に、教育、福祉等の公益目的事業として国税庁長官の承認がされた譲渡所得等については、非課税となるが、その後に贈与された財産について公益を目的とする事業に供されないこと等一定の事由で、非課税承認の取消しがされた場合、公益法人等を個人とみなして、譲渡所得等に対して町民税の所得割を課するものであります。施行は平成21年4月1日で、承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合に適用するものです。

改正項目22番、個人の町民税の非課税の範囲等で、条例附則第5条でありますが、引用する条項の移動によるものであり、施行・適用は、平成21年4月1日であります。

改正項目23番、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除で、 条例附則第6条でありますが、条文中の字句の修正で(昭和32年法律第26号)を削るもの であります。

改正項目24番、個人の町民税の配当控除と25番、個人の町民税の住宅借入金等特別税 額控除であります。条例附則第7条と第7条の3であり、引用する条項の移動によるもの であります。

改正項目26番、寄附金税額控除における特例控除額の控除で、条例附則第7条の4で 条の追加でありますが、地方公共団体に対する寄附金税額の特例控除額の割合を別に定め たものです。施行・適用は、平成21年4月1日ですが、上場株式等の配当所得の規定は、 平成22年1月1日施行となるので平成21年12月31日までは適用しないこととなります。

改正項目27番、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、条例附則

第8条でありますが、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、免税対象飼育 牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合、超える部分の所得は、免税対象から除外、売 却価格50万円以上の乳用種を除外する改正をしたうえで、適用期限を平成24年度まで3年 延長するものであり、施行・適用は、平成22年1月1日であります。

あわせて引用する条項の移動による修正も行なわれております。この施行・適用は、 平成21年4月1日となります。

改正項目28番、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例で、条例附則第16条の3でありますが、上場株式等の配当所得に対する軽減税率3.0%は平成20年12月31日で廃止され、平成21年1月1日以後の税率は、5%となるが特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は100万円以下の配当所得については税率、3.0%とするものです。又、現在、配当割として、特別徴収されている上場株式等の配当所得について、平成21年1月1日以後は、申告分離課税を選択でき、上場株式等の譲渡所得との間の、損益通算ができることとなるもので、施行・適用は、平成22年1月1日であります。

改正項目29番、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例から改正項目31番、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例であり、条例附則第16条の4から附則第17条の5までであり、条文中の引用する条項の整備であります。施行・適用は、平成21年4月1日となります。

改正項目32番、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、条例附則第17条の6であり、第1項は、条文中の「条例附則第17条の6の3」を削る修正で、施行・適用は、平成22年4月1日であります。第2項は、条文中の引用する条項の整備であります。施行・適用は、平成21年4月1日となります。

改正項目33番、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例で、条例附則第17条の6の2であり、条文中の引用する条項の整備によるものであります。

改正項目34番、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の 課税の特例で、条例附則第17条の6の3の削除であります。平成21年度で軽減税率3.0% の廃止をするもので、施行・適用は、平成22年4月1日となります。

改正項目35番、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例で、条例附 則第17条の6の5の追加でありますが、証券会社等のシステム開発の準備が整い次第、源 泉徴収選択口座を開設した場合、上場株式等の配当を受入れ、申告不用で、上場株式等の 配当所得と譲渡損失との間の損益通算ができるるようになるもので、施行・適用は、平成 22年1月1日となります。

改正項目36番、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除で、条例附則第17条の6の6でありますが、上場株式等の譲渡所得に対する軽減税率3.0%は平成20年12月31日で廃止され、平成21年1月1日以後の税率、5%となるが特例措置として、平成21年1月1日以後の税率、5%となるが特例措置として、平成21

年1月1日から平成22年12月31日の間は500万円以下の譲渡所得については税率、3.0%とするものです。又、前年又は3年内の上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当所得との間での損益通算ができることとなるもので、施行は、平成22年1月1日、適用は平成22年度以後の年度分から適用し平成21年度分までは従前の通りであります。

改正項目37番、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、 条例附則第17条の8でありますが、条文中の引用する条項の整備であります。施 行・適用は、平成21年4月1日となります。

改正項目38番、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、条例附則第17条の10でありますが、租税条約適用の配当等に係る軽減税率3.0%は平成20年12月31日で廃止され、平成21年1月1日以後の税率は、5%となるが特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日の間は、3.0%とするものであります。また条文中の引用する条項の整備も行なわれております。

改正項目39番、保険料に係る個人の町民税の課税の特例で条例附則第17条の11でありますが、条文中の引用する条項の字句の訂正であります。

改正項目40番、別表(第33条の7関係)でありますが、別表の追加で改正項目4番の 寄附金税額控除額のうち第33条の7第1項第3号から第12号までの公益社団法人等で町が 条例で指定するものを整備したもので、「町内に住所を有すること」を条件とする、該当 する「標茶町社会福祉協議会」を指定するものものです。

次に固定資産税についてでありますが、改正項目41番、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告で、条例第55条で、内容は、公益法人改革により、民法第34条の法人から移行する公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人が設置する施設の非課税措置の適用であります。幼稚園、医療関係者の養成所、図書館、博物館、学術研究所及び寄宿舎等の固定資産税の非課税措置の継続をするもので、施行・適用は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日となっておりますが、現時点では施行されておりません。

改正項目42番、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告で、条例附則第18条で、条の追加でありますが、平成20年12月の公益法人関係法改正により、移行期間中の平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税について一般社団法人で公益社団法人に移行していない法人が設置する既存施設と一般社団法人、財団法人に移行した法人が設置する既存施設の非課税適用の継続をするもので、施行・適用は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日となっておりますが、現時点では施行されておりません。

以上で、議案第37号の内容説明とさせていただきます。

(午後 2時26分小野寺典男議員着席)

○議長(鈴木裕美君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時38分 再開 午後 2時50分

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) 大変長い条例改正でご苦労様でございました。

町民税に係わることで大変いろいろと変わってくるのがあろうかなと思うのですが、特徴としては、施行適用が21年度4月からもしくは22年度4月からということで、期間については若干あるかなと、そのなかで、冒頭の寄附金控除額について絞ってお伺いしたいと思います。

現状ではすでにご案内のように「ふるさと納税」ですとか「寄附金控除額制度」というのが先行されておりますが、38ページの寄附金税額控除、この辺が非常に町民税の大きな改正になろうかなと思いますが、特に33条の7の方で説明がありますが、100分の30に相当する金額云々書かれているなかで、寄附金税額控除いわゆる所得控除から税額控除に移行されたなかでどう住民に周知されているかがポイントになるかなと、例えば、寄附金税額というのは「寄附しやすくなる」そういうようなメリットがあろうかと思うのですが、仮に1万円を寄附された場合に下限を下げて5千円をまず引かれるということでなっているかなと、そうすると5千円が控除されるものか、そういう単純なことからまずお聞きしたいのですが、その辺の仕組みというのを金額を上げて今質問したのですが、そういったものについてどのように、説明では分かるのですがちょっともう少し掻い摘んでお聞きしたいなと思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・高橋君
- ○税務課長(高橋則義君) 寄附金税額控除についてでありますが、お尋ねのように適用 下限額を5千円まで引き下げておりますので、1万円を寄附された場合については5千円 が控除対象となるものであります。
- ○議長(鈴木裕美君) 15番・平川君。
- ○15番(平川昌昭君) それでですね、たとえばその住民税の中で6%町民税かかってくるのかなと、その6%といわゆる5千円の関係というのは、そのほかに町民税が6%控除というのは、その辺の仕組みはどのように解釈をしてよろしいですか。
- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長·高橋君。
- ○税務課長(高橋則義君) 5千円の内の6%が個人の方の町民税で残りの4%につきましては道民税であります。
- ○議長(鈴木裕美君) 15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) だいたいそれ以上ですね聞きにくい点というよりも、ものすごく複雑な点もありますので、まあ1年位かけながら施行に向けての周知されているのかなと思うのですが、61ページにですね経過措置の中でいわゆる20年1月1日以後に支出する寄付金または金銭について適用するという欄がございます。当然、今年の1月1日からいわゆるそういうものについては適用するとなれば、先の専決事項でございませんが、19年度の中で大口の寄付金がございました。そういったことについて適用が当然来年度からなる場合は、今年の控除額そういうところが適用するとなれば、今年度そういう体制についてですね、どのようにお考えになっていこうかなと。つまり、来年度から施行されるわけですね。ところが、来年度というのは過年度分が対象になってくる。ということは、もうすでに20年1月から適用というのですか、対象がいわゆる住民の方に対する周知というのをしていかなければならない。その辺についてねどういうふうにして想定されているのかなと。

- ○議長(鈴木裕美君) 企画財政課長・森山君。
- ○企画財政課長(森山 豊君) お答えいたします。

「ふるさと納税」一般的に言われている「ふるさと納税」のという部分の取り扱いのことだと思いますので、現状は役場の中では私どもが調整役となりまして調整・周知ということでいまして、実際の寄附金の納入については総務課が担当していると、そして、今議員お尋ねの今度は税の関係になりますと、来年の手続きになりますのでそれは税務課の方になるということになっています。そして今お尋ねの適用とするという部分では寄附金の領収書といいますか来年適用するやつを交付しなければならないというふうに変わりますので、そういう部分では適用になるのでいきますと、来年までに実際には町民には広報を出してございますし、それからホームページの上でも立ち上げて周知を行っているところでございます。その分ではこちらの控除になる部分が漏れがない形でそれを確認しながら住民周知を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。 11番・深見君。

○11番(深見 迪君) えーとですね、私はあの43ページの、公的年金にかかわる所得にかかわる個人の町民税の特別徴収をまたやるということなので、この年金からはねすでに所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料も加わってですね特別徴収されている訳ですよね。それで私はね、ここでは年金を生活の主たる収入としている受給者の人たちは非常に大変だなあと思うのですが、受給者の意向をねどのように踏まえた制度にしているのかというようなことを。それからこれの周知ですね、年金を受け取ってはじめてびっくりしたなんていうことが今までもあったのでね。この辺はどういうふうに考えているのかねその二つについてまずお聞きしたい。

それから合わせて、これは一問一答、一括ですね。50ページ、これも金融資産と縁のない私にとっては分かりずらい内容なのですが、この上場株式等に係る配当所得に関して

ね、ここでは一旦これは説明で言えばどこですか、19ページ、それ17ページ、まず17ページですよね、19ページですか、失礼しました。19ページの28番にその説明が載っているのですが、一つお伺いしたいのは、上場株式等の配当所得に対する軽減税率の3%はこれー旦廃止というふうになっていますよね。税制なぜこれ廃止になったのかその背景を知りたいなと思うのですが、税制が改正されたからねといえばそれまでなんですけれども、この辺の背景をもしご説明していただければ説明していただきたいということが第一点ですね。

それから、次のページでこれは36番目の説明にありますが、上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設がここに出ているのですが、この損益通算について上限はねあるのかないのか、配当所得の金額から控除するというふうになっていますが。これらについて伺いたいというふうに思います。

- ○議長(鈴木裕美君) 税務課長・高橋君。
- ○税務課長(高橋則義君) 始めに年金の特別徴収の関係でありますが、一番目に意向という話がありましたが、特別徴収する際に徴収の方式として法の中で定められているものでありますので、特には意向を調査するというものではありません。ただ周知につきましては、まだ平成21年度ということで、まだ少し期間ありますので十分周知は行っていきたいなというふうに考えております。今までも、税の関係も国保の関係なんかも今年1月からびっちり毎月出しておりますし、ホームページ等も使いながらも周知は徹底していきたいと思ってます。

上場株式等の3%の税率につきましては、この経過が国の経済政策によるものでありまして、もともと平成16年の1月から20年の12月31日でもって廃止するというふうに定められていたもので、期間満了による廃止だというふうに捉えております。

最後の譲渡損失の関係については正直この500万円以上の話はちょっと現時点では分かりえません。

- ○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。
- ○11番(深見 迪君) なんか想像していた通り、期待する答弁ではなかったように思うのですが、私は、一点目の法に定められているからなんだというお答えなんですけれども、現実につい先だっての後期高齢者の場合もね、結構、役場のほうに問い合わせがきたり、あるいは年金の通知を見てはじめてねびっくりすると言う人がいっぱいいた訳ですよね。確かに税制改正の元で行われる訳ですから。

(何か言う声あり)

〇11番(深見 迪君) そういう混乱がね、たしかに法に定められているのだけども、実際そのとおり条例を作って実施したらね、そういう混乱や不安や心配がね町民のなかにあることはね今までもあったことは事実なんですよ。だからそういう意味でね私はお聞きしているんですよね。でも、法に定められているからそのとおりやったんだということであれば私としてもこれ以上質問する何者もないんですが。もう一つの、この廃止の背景を聞いたのですが、しかし廃止したその後にですね特例措置がこれありますよね。その本当に

私の生活に縁がないのですけれども、金融資産をたくさん持っている方に対するね2年間の特例措置というのはそういう方に対する優遇措置になるのでないかなと思っているのですけども、そういうふうな理解でよろしいのでしょうかね。

- ○議長(鈴木裕美君) 副町長·及川君。
- ○副町長(及川直彦君) 上場株式等の配当の取得に関する経過処置といいますか変化でありますけれども、先ほど基本的な考え方は税務課長からご説明したとおりでありまして、いわゆる国の経済対策として処置をされたものであり、基本的な考え方、我々が承知しております考え方につきましては、国民の皆さんのいわゆる預金等の資金をですね、いわゆる株式等に投資をしていただくという方向を誘導するというのが国の基本的な考えのようでありますのでご理解を頂きたいなと思います。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。 本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長(鈴木裕美君) 日程第10。議案第38号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長(高橋則義君)(登壇) 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成20年度の国民健康保険事業、医療保険分・後期高齢者支援分並びに介護保険分の必要額確保のための税率改正に伴うものでありまして、今定例会で国

民健康保険税条例の改正する必要が生じたことから提案するものであります。なお、本案につきましては、6月11日開催の国民健康保険運営協議会において、原案により答申いただきましたことをご報告申し上げます。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

以下、内容についてでありますが、改正文によりご説明申し上げます。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.7」を「100分の3.4」に改める。第4条中「100分の27.0」 を「100分の22.0」に改める。第5条中「24,000円」を「21,000円」に改める。第5条の 2 第 1 号中「30,000円」を「25,000円」に改め、同条第 2 号中「15,000円」を「12,500 円」に改める。第6条中「100分の1.5」を「100分の2.3」に改める。第7条を次のように 改める。第7条 削除。第7条の2中「6,000円」を「8,500円」に改める。第7条の3第 1号中「8,000円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,500円」に改め る。第8条中「100分の2」を「100分の2.2」に改める。 第9条中「9,500円」を 「10,000円」に改める。第9条の2中「10,000円」を「11,000円」に改める。第23条第1 項第1号ア中「16,800円」を「14,700円」に改め、同号イ(1)中「21,000円」を 「17,500円」に改め、同号イ(2)中「10,500円」を「8,750円」に改め、同号ウ中 「4,200円」を「5,950円」に改め、同号エ(1)中「5,600円」を「6,300円」に改め、同 号工(2)中「2,800円」を「3,150円」に改め、同号オ中「6,650円」を「7,000円」に改 め、同号カ中「7,000円」を「7,700円」に改める。第23条第1項第2号ア中「12,000円」 を「10,500円」に改め、同号イ(1)中「15,000円」を「12,500円」に改め、同号イ (2)中「7,500円」を「6,250円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「4,250円」に改め、 同号工(1)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号工(2)中「2,000円」を「2,250 円」に改め、同号オ中「4,750円」を「5,000円」に改め、同号カ中「5,000円」を「5,500 円」に改める。

第23条第1項第3号ア中「4,800円」を「4,200円」に改め、同号イ(1)中「6,000円」を「5,000円」に改め、同号イ(2)中「3,000円」を「2,500円」に改め、同号ウ中「1,200円」を「1,700円」に改め、同号エ(1)中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号エ(2)中「800円」を「900円」に改め、同号オ中「1,900円」を「2,000円」に改め、同号カ中「2,000円」を「2,200円」に改める。

第25条の2第1項の表中、「3、震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた者。ただし、世帯全員の総所得金額等の合計額が10,000千円以下の場合に限るものとする。被害の状況に応じて町長が定める額」を、「3、震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた者。ただし、世帯全員の総所得金額等の合計額が1,000万円以下の場合に限るものとする。被害の状況に応じて町長が定める額。4、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者

の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者。ただし、65歳以上74歳未満の被保険者とする。世帯の状況に応じて町長が定める額。ただし、国民健康保険法第7条の規定による被保険者の資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、当該被保険者の被扶養者について算定した額とする。」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の標茶町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第38号の説明資料につきましては、昨日、休会中にご説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○議長(鈴木裕美君) 日程第11。議案第39号を議題といたします。 本案について、提案趣旨の説明を求めます。 育成牧場長・表君。

○育成牧場長(表 武之君)(登壇) 議案第39号の提案の趣旨並びに内容についてご説

明いたします。

本案につきましては、育成牧場上オソベツ団地の土地所有者であるオソベツ牧野農業協同組合と締結している土地賃貸借契約の更新に際し、従来の契約対象面積から地籍調査完了に伴い、組合員ごとに分筆された面積を除外することになったことから、上オソベツ団地の面積を変更するものであります。

なお、本件につきましては、5月に開催された平成20年度第1回標茶町育成牧場運営 審議委員会にて承認されていますことをご報告いたします。

以下、内容について説明をさせていただきます。

議案第39号、標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例

標茶町育成牧場条例(昭和47年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「646」を「542」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明を終わらせていただきます。 〇議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番(平川昌昭君) すみません、声小さくて。

先ほどの説明で、土地の契約を終了されて面積を除外するために、104へクタールですか約なったと。運営審議会にいろいろ図られたということで、ちょっとお聞きしたいのは、育成牧場の業務に対してはこの100へクタールの減額によることによって、年度当初、まだ2ヶ月少々ですが、当初予算にあげている中で特に委託料なんかに関係してくるのではないかと思っていたのですが、その辺の業務遂行についての予算上の措置というのは変わらないということで受け取ってよろしいですか。

- ○議長(鈴木裕美君) 育成牧場長・表君。
- ○育成牧場長(表 武之君) お答えいたします。

まず、この賃貸借料につきましては無償で契約しております。それで今回の減額分につきましては、あくまでも地元の組合員の方々が利用している当地でございますので、牧場そのものには影響しないということであります。

- ○議長(鈴木裕美君) 15番・平川君。
- ○15番(平川昌昭君) 牧場そのものの管理上は影響がないということは分かります。ただその、例えば、肥料散布の委託ですとか、そういうものの影響はないか。草刈の委託も

入ってますね。そういう面については、面積は100へクタール減っても影響ないんだと、 その委託関係の予算措置というのは、そのように受け取ってよろしいですか。

- ○議長(鈴木裕美君) 育成牧場長・表君。
- ○育成牧場長(表 武之君) 今、減額になりました104へクタールというものは、そも そも組合員の方々が利用している畑でございます。ですので、現在の使っている部分、牧 場が使用している部分の面積はなんら変わらないということになります。

(何か言う声あり)

- ○育成牧場長(表 武之君) あの、ございません。
- ○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑はないものと認めます。質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。 これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第39号は原案可決されました。

◎議案第40号ないし議案41号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12。議案第40号、議案第41号を一括議題といたします。 議題2案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算第1号でありますが、歳入歳 出それぞれ141,349千円を追加し、総額を9,272,349千円にしたいというものであります。

歳出の主なものにつきましては、経済対策として「ふるさと農道緊急整備事業」ほか建設事業等で112,060千円、標準線代替輸送連絡協議会負担金で2,687千円、標茶中学校耐震改修実施設計委託で5,000千円、町内小学校遊具改修事業で7,000千円、外国青年招致事業で3,080千円、住民税の返還金で6,158千円であります。

減額するものにつきましては、退職に伴う図書館費の報酬で2,700千円であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに普通地方交付税

15,436千円、繰越金10,000千円を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

平成20年度標茶町一般会計補正予算(第1号)

平成20年度標茶町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、141,349千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,272,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの歳入歳出予算補正につきましては、ただ今の説明と重複しますので、省略させていただきます。

次に、5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でありますが、新たなもの1件を追加するものであります。

事項につきましては、農業経営基盤強化資金平成19年度下期、期間につきましては平成21年度から平成39年度、限度額につきましては、融資額157,210千円に対する利子補給(年0.27~0.32%)5,418千円であります。

19ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予算額等に関する調書であります。

合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額につきましては6,238,502千円、当該年度以降の支出予定額でありますけれども2,254,861千円、内、平成20年度の支出額は234,574千円であります。財源内訳につきましては、特定財源で国の支出金で、226,145千円、その他で1,855,299千円、一般財源で173,417千円であります。

6ページへお戻りください。

第3表 地方債補正であります。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

20ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見 込みに関する調書でありますが、合計で申し上げます。 (以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

- ○議長(鈴木裕美君) 住民課長·妹尾君。
- ○住民課長(妹尾昌之君) 議案第41号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第1号)でありますが、歳入では、国民健康保険税条例の改正を受け、国民健康保険税の区分に、後期高齢者支援金を加えるとともに、前期高齢者交付金の内示による追加、歳出では、保険給付費の財源変更が主な内容であります。

なお、本案は6月11日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けて おりますことを、ご報告申し上げます。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第1号)

平成20年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ1,322,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によってご説明いたします。

9ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願いたいと思います。

2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま議案となりました議題2案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第40号・第41号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題2案は、議長を除く15名で構成する「議案第40号・ 第41号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。 休憩いたします。

休憩 午後 3時43分 再開 午後 4時43分

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時43分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員番 8番 小野寺 典 男

署名議員番 9番 末 柄 薫

署名議員番 10番 舘 田 賢 治

署名議員番 11番 深 見 迪

平成20年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程(第3号)

平成20年6月19日(木曜日) 午前11時41分開会

第 1 議案第40号 平成20年度標茶町一般会計補正予算

議案第41号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

第 2 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 3 意見書案第4号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費 国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確 保・充実を求める意見書

意見書案第5号 地域医療の確保に関する意見書

意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書

意見書案第7号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求め る意見書

意見書案第8号 農業生産基盤整備事業の整備に関する意見書

第 4 閉会中継続調査の申し出について(総務委員会)

閉会中継続調査の申し出について (厚生文教委員会)

閉会中継続調査の申し出について (産業建設委員会)

閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)

第 5 議員派遣について

○出席議員(16名)

1番	田	中	進		君		2番	黒	沼	俊	幸	君
3番	越	善	徹		君		4番	伊	藤	淳	_	君
5番	菊	地	誠道		君		6番	後藤		勲		君
7番	林		博		君		8番	小野寺		典	男	君
9番	末	柄	薫		君	1	0番	舘	田	賢	治	君
11番	深	見	迪		君	1	2番	田	中	敏	文	君
13番	Ш	村	多美男		君	1	4番	小	林	浩		君
15番	亚	JII	昌	昭	君	1	6番	給	木	裕	美	君

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 池田裕 長 君 副 町 長 及 Ш 直彦 君 玉 手 美 男 君 総務課長 企画財政課長 森 Щ 豊 君 税 務 課 長 橋 則 義 君 高 管 理 課長 今 敏 明君 昌 之 君 住 民 課 長 妹 尾 農林課長 牛 崎 康人君 啓 一 商工観光課長 佐 藤 君 建設課長 井 上 栄 君 水道課長 尾 茂樹君 妹 育成牧場長 武之君 表 田 病院事務長 蛭 和 雄 君 やすらぎ園長 澤 正 宏 Щ 君 教 育 長 吉 原 平 君 教育管理課長 島 田 哲男 君 社会教育課長 中 居 茂 君

農委事務局長牛崎康人君(農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤吉彦君議事係長中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前11時41分開会)

◎議案第40号ないし議案第41号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第40号、議案第41号を一括議題といたします。 お諮りいたします。

議題2案に関し、付託いたしました議案第40号・第41号審査特別委員会委員長から会議 規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39第3項の規定 により、委員長報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと、認めます。 よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。 これより、委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑はないものと認めます。質疑は、終結いたしました。これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。 これより、議題2案を一括採決いたします。

議題2案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。 議題2案を、委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第40号、第41号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎諮問第1号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。諮問第1号を議題といたします。 本案について提案趣旨の説明を求めます。 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 諮問第1号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでありますが、人権擁護委員候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字虹別市街1番地、氏名は髙澤俊一、生年月日、昭和30年2月25日、職業は僧侶であります。履歴の詳細につきましては、お手物に配付いたしました資料をご覧頂きたいと存じますが、標茶町公民館運営審議会委員を始め多くの公職でご活躍いただいておりまして、平成14年から人権擁護委員として活躍をされ、再度継続をしてお願いをいたしたく推薦をいたすものであります。よろしくご審議をお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は、「適任と認める。」意見といたしたいと思います。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める。」意見とすることに決定いたしました。

◎意見書案第4号ないし意見書案第8号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号、 意見書案第7号、意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案5案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨 説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案5案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案 5 案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案5案のついては質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号、意見書案第8号を一括採決いたします。

意見書案5案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号、意見書 案第8号をは原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題いたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議 規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成20年7月1日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしま した。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、平成20年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

(午前11時48分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴 木 裕 美

署名議員番 8番 小野寺 典 男

署名議員番 9番 末 柄 薫

署名議員番 10番 舘 田 賢 治

署名議員番 11番 深 見 迪